

改正男女雇用機会均等法のあらまし

—女性がその能力を十分発揮することができる職場づくりを！—



労働省女性局

目 次

I	改正のポイント	2
II	改正男女雇用機会均等法のあらまし	4
III	改正後の労働基準法のあらまし（女性関係等）	32
IV	改正育児・介護休業法のあらまし	46

[参考資料]

1	改正前の男女雇用機会均等法及び改正後の男女雇用機会均等法対 比表	52
2	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する 法律施行規則	60
3	募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適 切に対処するための指針	63
4	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管 理上配慮すべき事項についての指針	69
5	妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく 指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき 措置に関する指針	72
6	深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針	75
7	労働基準法関係	
(1)	労働基準法（抄）	76
(2)	労働基準法施行規則（抄）	77
(3)	女性労働基準規則（抄）	78
(4)	労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限 度等に関する基準	79
(5)	特定労働者に係る労働基準法第36条第1項の協定で定める労 働時間の延長の限度等に関する基準	81
8	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関 する法律（抄）	83
9	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関 する法律施行規則（抄）	85
10	事業主が講ずべき措置に関する指針	88
11	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関 する法律第16条の2及び第16条の3の深夜業の制限に関する指針	91
	機会均等推進責任者選任のおすすめ	92
	女性少年室の所在地一覧	

男女雇用機会均等法が施行(昭和61年4月1日)されて10数年が経過し、この間、女性の雇用者数の増加、勤続年数の伸長や職域の拡大がみられ、女性の就業に関する国民一般の意識や企業の実態も大きく変化しています。

また、週40時間労働制の実施などにより、年間実労働時間も着実に減少しており、育児休業制度や介護休業制度の法制化に代表される職業生活と家庭生活の両立を可能にするための条件整備も進展しています。

しかしながら、女子学生の就職問題にみられるように、雇用の分野において女性が男性と均等な取扱いを受けていない事例が依然として見受けられます。

働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、働きながら安心して子供を産むことができる環境をつくることは、働く女性のためだけではなく、少子・高齢化が進展する中で、我が国が将来にわたって経済社会の活力を維持していくためにも、大変重要な課題です。

こうした課題に対処するため、募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別を禁止し、企業名公表制度の創設、調停制度の改善を行うなど男女雇用機会均等法を強化するとともに、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制の解消、母性保護に関する措置の充実等を盛り込んだ「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案」が平成9年6月11日に国会で成立し、同月18日に公布されました。さらに、平成9年9月25日及び平成10年3月13日には同法に関する省令、指針が策定されました。

この法律は、平成11年4月1日から施行されますが、母性保護に関する規定については、平成10年4月1日から施行されています。

各企業におかれましては、改正男女雇用機会均等法に沿った雇用管理がなされているか今一度点検していただき、女性がその能力を十分発揮することができる職場づくりに向けて一層ご努力ください。

I 改正のポイント

今般の改正は、

- 働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること、
 - 働く女性が安心して子どもを産むことができる環境をつくること、
 - 男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる条件を整備すること、
- を目指し、総合的に労働省所管の法律の整備を図ったものです。

改正の具体的なポイントは次のとおりです。

① 男女雇用機会均等法の改正

- これまで事業主の努力義務であった募集・採用、配置・昇進について、女性に対する差別を禁止
- 企業名の公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置を強化
- ポジティブ・アクションの促進、セクシュアルハラスメントの防止といった新しい課題にも対応
- 母性保護の充実の一環として、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保ができるようにすることや、その指導に基づき勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講ずることを事業主に義務づけ

② 労働基準法の改正

- 女性の職域の拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制を解消
- 母性保護の充実の一環として、多胎妊娠の場合の産前休業期間を10週間から14週間に延長

③ 育児・介護休業法の改正

育児や家族の介護を行う一定範囲の男女労働者について、深夜業の制限の権利を創設

改正のポイント

1 男女雇用機会均等法

事 項		改 正 後	改 正 前	施行期日
差別の禁止	募 集 ・ 採 用	禁 止	努 力 義 務	平成11年4月1日
	配 置 ・ 昇 進	禁 止	努 力 義 務	
	教 育 訓 練	禁 止	一 部 禁 止	
	福 利 厚 生	一 部 禁 止	一 部 禁 止	
	定年・退職・解雇	禁 止	禁 止	
女性のみ・女性優遇		原則として禁止	適 法	
調 停		一方申請を可とする	双方の同意が条件	平成10年4月1日
制 裁		企業名の公表	(規定なし)	
ポジティブ・アクション		国による援助	(規定なし)	
セクシュアルハラスメント		事業主の配慮義務	(規定なし)	
母 性 健 康 管 理		義 務 化	努 力 義 務	平成10年4月1日

2 労働基準法

女性の時間外・休日労働、深夜業	規 制 を 解 消(注)	就 業 を 規 制	平成11年4月1日
多胎妊娠における産前休業期間	14 週 間	10 週 間	平成10年4月1日

3 育児・介護休業法

深 夜 業	育児又は家族介護を行う労働者の深夜業の制限	(規定なし)	平成11年4月1日
-------	-----------------------	--------	-----------

4 労働省設置法

地方支分部局の名称	都道府県女性少年室	都道府県婦人少年室	平成9年10月1日
-----------	-----------	-----------	-----------

(注) 平成10年労働基準法の改正により、男女共通の時間外労働の限度に関する基準が設けられるとともに、女性の時間外労働の規制の解消に伴い、育児・介護を行う一定範囲の女性労働者のうち希望者については、平成14年3月まで、通常の労働者より短い基準（激変緩和措置）が定められることとなりました。

Ⅱ 改正男女雇用機会均等法のあらまし

(〔5〕(2)を除き、平成11年4月1日から施行されます。)

1 総 則

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

今回の法改正では、男女雇用機会均等法について、

- ・ 募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別を禁止すること
- ・ 紛争の当事者の一方からの申請により調停ができるようにすること
- ・ 勧告に従わない法違反企業に対する企業名公表制度の創設

等の改正を行うことにより、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を確固たるものとすることを目指すとともに、女性労働者に対する特別の就業援助等の規定を削除することとしています。

このように、法律の中心的内容が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることに変わることから、法律の題名も、このことを端的に示すため、平成11年4月から、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」から「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に変わることになりました。

また、法律の趣旨・内容の変更に伴い、平成11年4月から法律の目的や基本的理念も改正されます。

2 雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保

男女雇用機会均等法の趣旨は、女性労働者が雇用の分野で男性と均等な機会を得、その意欲・能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることにあります。

具体的には、労働者が「女性だから」というだけの理由で、あるいは「一般的又は平均的に女性はこうだから（例：勤続年数が短い、家庭責任がある、細かい作業に向いている、特有の感性がある）」といった理由で、男女異なる取扱いをしないことが求められます。

今回の改正では、女性を排除したり、女性を不利に取り扱うことはもとより、女性のみや女性を優遇する取扱いについても、女性の職域の固定化や男女の仕事を分離することにつながり、女性に対する差別的効果を有するという見地から、原則として禁止されることとなりました。

法律において女性に対する差別を禁止しているのは、募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇の各分野についてですが、それぞれにおける具体的な取扱いについては、以下のようになります。

(1) 募集及び採用に係る女性労働者に対する差別の禁止

(募集及び採用)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない。

働く女性が性により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるようにするためには、募集・採用という職業生活の入口において男女の均等な機会が確保されることが、大変重要な課題です。

改正前の均等法では、「事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えるように努めなければならない」(事業主の努力義務)こととされており、均等な機会が確保されていない場合には、改善の努力が求められました。

平成11年4月の改正法施行後は、「事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない」と女性に対する差別を禁止する規定となります。この改正によって、事業主は法違反状態がある場合には、直ちに是正を求められることとなります。

募集及び採用については、禁止される女性に対する差別の内容を明らかにするため、その内容を具体的に示した指針(募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針(P.63)参照)が策定されていますので、募集・採用において男女の均等な機会が確保されているか見直しを行ってください。

(指 針 の 内 容)

- 1 募集又は採用に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性を排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 「営業職」、「総合職」、「大卒技術系」、「正社員」などの募集・採用で男性のみをその対象とすること
- ② 「営業マン」、「ウェイター」など男性を表す職種の名称で募集すること（例えば「営業マン（男・女）募集」とするなど女性を排除するものではないことを明確にする場合を除く。）
- ③ 「男性歓迎」、「男性向きの職種」等の表示をすること
- ④ 形式上男女を募集の対象としているが、応募の受付等の対象を男性のみとすること
- ⑤ 女性を採用しないという方針のもとに、採用決定に当たって女性を排除すること

- 2 募集又は採用に当たって、男女をともに募集又は採用の対象としているにもかかわらず、女性又は男性についての募集又は採用する人数を設定すること。

(人数を設定していると認められる例)

- ① 「大卒男性80人、大卒女性20人」等男女別の採用予定人数を明示して募集すること
- ② 「男女社員10人募集 男性5人以上は採用」等男性について採用する最低の人数を設定して募集すること
- ③ 募集に当たっては男女別の採用予定人数を明示していないものの、男性の選考を終了した後で女性の選考をすること

- 3 募集又は採用に当たり、年齢、婚姻の有無、通勤の状況その他の条件を付す場合において、女性に対して男性と異なる条件を付すこと。

(異なる条件を付していると認められる例)

- ① 「男性30歳未満、女性25歳未満」というように、応募できる年齢の上限を、男性よりも女性の方を低くすること
- ② 女性についてのみ、未婚であることを条件とすること
- ③ 女性についてのみ自宅から通勤することを条件とすること
- ④ 女性についてのみ、浪人又は留年していないことを条件とすること
- ⑤ 「女性は未婚者優先」、「女性は自宅通勤者優先」等の一定の事情にある女性について異なる取扱いをする旨の表示をすること

- 4 求人の内容の説明等募集又は採用に係る情報の提供について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 会社案内等の資料を男性にのみ送付したり、女性に対する送付の時期を男性より遅くすること
- ② 男性に送付する会社案内等の資料の内容を女性に送付する資料の内容と比べて詳細なものとすること
- ③ 会社説明会の対象を男性のみとしたり、女性を対象とする会社説明会の実施時期を男性より遅くすること

5 採用試験等について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 女性についてのみ採用試験を実施すること
- ② 男女共通の採用試験の他に、女性についてのみ別の試験を実施すること
- ③ 面接に際して、「結婚後の就業継続の意思について」等女性のみに関し一定の事項の質問を行うこと
- ④ 採用試験の合格基準を、女性について男性と異なるものとする
- ⑤ 採用選考に当たって、採用の基準を満たす者の中から男性を優先して採用すること

6 募集又は採用に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性のみとすること。

(女性のみとしていると認められる例)

- ① 「事務職」、「一般職」、「高校卒」、「パート」などの募集・採用で女性のみをその対象とすること
- ② 「ウエイトレス」、「看護婦」など女性を表す職種の名称で募集すること（例えば「看護婦・士募集」とするなど女性のみとしないことを明確にする場合を除く。）
- ③ 「女性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示を行うこと

Q & A

Q 1

今回の改正により、企業は必ず男性と女性を採用しなければならないということになるのでしょうか。

(A) 改正均等法第5条は、雇用機会の付与、募集・採用条件、求人情報の提供、採用選考、採用決定等のすべての段階において男女異なる取扱いをしないことを求めています。したがって、個々の労働者の職務に対する意欲、能力、適性を公平、公正に判断した結果として、男性のみを採用することになった場合には、均等法違反となるものではなく、企業は必ず男性と女性を採用しなければならないということではありません。

Q 2

当社の女性経理職員が出産のため退職しました。そこで経理部に職員を1人募集することとしたいのですが、今まで女性がやっていた仕事なので、後任も女性にしたいと考えています。このような募集は法違反となるのでしょうか。

(A) 募集に当たって女性であることを理由として、その対象を女性のみとすることは、改正均等法に違反します。「今まで女性がやっていた仕事だから」とか「女性向きの仕事だから」といった先入観や固定的な男女の役割分担意識に基づき女性のみを募集・採用の対象とすることは、女性の職域の固定化や男女の仕事を分離することにつながり、女性に対する差別的効果を有すると考えられるからです。性別によるのではなく、「仕事の内容」、「求める能力・適性」、「労働条件」などをはっきり示して募集・採用してください。

(2) 配置、昇進及び教育訓練に係る女性労働者に対する差別の禁止

(配置、昇進及び教育訓練)

第6条 事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

配置・昇進については、改正前の均等法では、「事業主は、労働者の配置及び昇進について、女性労働者に対して男性労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない」(事業主の努力義務)こととなっていますが、平成11年4月の改正法施行後は、「事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない」と女性に対する差別を禁止する規定となります。

また、教育訓練について、改正前の均等法においては労働省令で差別が禁止される対象範囲を限定していますが、平成11年4月の改正法施行後は、この限定がなくなります。

募集・採用と同様に、配置・昇進及び教育訓練についても、禁止される差別的取扱いの具体的内容を指針(募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針(P.63)参照)において示していますので、配置・昇進及び教育訓練のあり方を見直してください。

(配置に関する指針の内容)

- 1 一定の職務への配置に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性労働者を排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 営業職への配置に当たって、その対象を男性労働者のみとすること
- ② 女性労働者を、基幹的な業務内容とする職務への配置の対象としないこと
- ③ 海外で勤務する職務への配置に当たって、その対象を男性労働者のみとすること

- 2 一定の職務への配置に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象から排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 女性労働者についてのみ、結婚していることを理由として研究の職務への配置の対象から排除すること
- ② 女性労働者についてのみ、子供がいることを理由として本社勤務から排除すること

- 3 一定の職務への配置に当たり一定の資格を有することその他の条件を付す場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる条件を付すこと。

(異なる条件を付していると認められる例)

- ① 男性労働者については一定数の支店勤務を経た場合に配置するが、女性労働者についてはそれを上回る数の支店勤務を経なければ配置しないこととすること
- ② 女性労働者についてのみ、国家資格を取得していることや研修を受講したことを配置の条件とすること

- 4 一定の職務への配置に当たりその資格について試験を実施する場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

業務検定試験などの資格試験を行う場合に、

- ① 試験の受験資格を、女性労働者に対して与えないこと
- ② 試験の合格基準を、女性労働者について男性労働者と異なるものとする
- ③ 試験の受験を男性労働者のみに奨励すること

- 5 一定の職務への配置に当たり、配置の基準を満たす労働者の中からその職務に配置する労働者を選考する場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

- 6 一定の職務への配置に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性労働者のみとすること。

(女性労働者のみとしていると認められる例)

- ① 秘書、受付等の配置の対象を女性労働者のみとすること
- ② 補助的な業務を内容とする職務への配置に当たって、その対象を女性労働者のみとすること

- 7 一定の職務への配置に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象とすること。

8 女性であることを理由として、女性労働者についてのみ、不利益な配置転換をすること。

(不利益な配置転換をしていると認められる例)

- ① 女性労働者のみを、合理化のための出向の対象とすること

9 婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、不利益な配置転換をすること。

(不利益な配置転換をしていると認められる例)

- ① 女性労働者についてのみ、結婚していること又は子供がいることを理由として、通勤不便な事業場に配置転換をすること
- ② 40歳以上の女性労働者のみを、合理化のための出向の対象とすること

(昇進に関する指針の内容)

1 一定の役職への昇進に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性労働者を排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 女性労働者に対して、役職への昇進の機会を与えないこと
- ② 女性労働者については、一定の役職までしか昇進させないこととすること

2 一定の役職への昇進に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象から排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 女性労働者についてのみ、結婚していることを理由として昇格させないこと
- ② 女性労働者についてのみ、子供がいることを理由として、一定の水準までしか昇格させないこと

3 一定の役職への昇進に当たり、出勤率、勤続年数その他の条件を付す場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる条件を付すこと。

(異なる条件を付していると認められる例)

- ① 男性労働者は勤続5年で係長に昇進させるが、女性労働者は勤続10年にならないと昇進させないこととすること
- ② 男性労働者は一定率以上の出勤率があれば昇格させるが、女性労働者はそれに加え、一定の勤続年数を条件とすること
- ③ 男性労働者については婚姻の有無にかかわらず30歳に達した者を昇格させるが、女性労働者は既婚者である場合には、30歳に達した後、さらに3年経たないと昇格させないこと
- ④ 女性労働者についてのみ、一定の役職を経たことを条件とすること

4 一定の役職への昇進のための試験を実施する場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 昇進試験の受験資格を、女性労働者に対して与えないこと
- ② 課長等に昇進するための試験の受験資格を、男性労働者には勤続10年で与えるが、女性労働者については勤続15年以上にならないと与えないこと
- ③ 課長等に昇進するための試験の受験資格を、男性労働者には婚姻の有無にかかわらず勤続10年で受験資格を与えるが、女性労働者には既婚者である場合、勤続10年に加え上司の推薦がなければ与えないこと
- ④ 男性労働者についてのみ昇進試験の一部を免除すること
- ⑤ 昇進試験の合格基準を、女性労働者について男性労働者と異なるものとする
- ⑥ 昇進試験の受験を男性労働者のみに奨励すること

5 一定の役職への昇進に当たり、昇進の基準を満たす労働者の中から昇進させる労働者を選考する場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

6 一定の役職への昇進に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性労働者のみとすること。

7 一定の役職への昇進に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象とすること。

(教育訓練に関する指針の内容)

1 教育訓練に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性労働者を排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 一定の職務に従事する者を対象とする教育訓練を行うに当たって、その対象を男性労働者のみとすること
- ② 工場実習を行うに当たって、その対象を男性労働者のみとすること
- ③ 海外での留学による研修の対象を男性労働者のみとすること

2 教育訓練に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象から排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 女性労働者についてのみ、35歳になったことを理由として、将来従事する可能性のある職務に必要な知識を身につけるための教育訓練の対象から除くこと

3 教育訓練の実施に当たり勤続年数その他の条件を付す場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる条件を付すこと。

(異なる条件を付していると認められる例)

- ① 男性労働者については一定の勤続年数を経た場合に教育訓練の対象とするが、女性労働者についてはそれを超える勤続年数を経なければ対象としないこと
- ② 女性労働者についてのみ上司の推薦を条件とすること
- ③ 男性労働者については全員を教育訓練の対象とするが、女性労働者については希望者のみを対象とすること

4 教育訓練の実施について、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 女性労働者の教育訓練の期間を男性労働者と異なるものとする
- ② 女性労働者の教育訓練のカリキュラムを男性労働者と異なるものとする

5 教育訓練に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性労働者のみとすること。

(女性労働者のみとしていると認められる例)

- ① 一定の職務に従事する者を対象とする教育訓練を行うに当たって、その対象を女性労働者のみとすること
- ② 女性労働者のみに接遇訓練を行うこと

6 教育訓練に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象とすること。

適用除外

次のいずれかに該当する場合については、男女異なる取扱いをすることに合理的な理由があるものと認められ、この指針は適用されません。

(1) 次に掲げる職業に従事する労働者に係る場合

「業務の正常な遂行上、一方の性でなければならない職業に限られます。
単に、一方の性に適していると考えられているだけでは該当しません。」

① 俳優、モデル等芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から一方の性に従事させることが必要である職業

② 守衛、警備員等防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職業

③ 宗教上、風紀上、スポーツ競技の性質上その他の業務の性質上いずれか一方の性に従事させることについて①、②と同程度の必要性があると認められる職業

(2) 労働基準法により、坑内労働、危険有害業務又は年少者の深夜業については、女性の労働が制限され、又は禁止されていることから、通常の業務を遂行するために、女性に対して男性と均等な機会を与え、又は取扱いをすることが困難であると認められる場合

(3) 風俗、風習等の相違により女性が能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合その他特別の事情により、女性に対して男性と均等な機会を与え、又は取扱いをすることが困難であると認められる場合

Q & A

Q 1

当社では一般職社員を対象に窓口業務研修を行っています。一般職はほとんどが女性ですが、このような研修は、改正均等法では禁止されるのでしょうか。

(A) 改正均等法では、労働者の教育訓練について、労働者が女性であることを理由として男性と差別的取扱いをすることは禁止されており、女性であることを理由として女性労働者のみを対象に研修を行うこともこれに該当します。

しかし、一般職社員を窓口業務研修の対象としているという場合に、一般職がほとんど女性であるために結果として研修の受講者のほとんどが女性社員となったとしても、改正均等法違反とはなりません。

Q 2

人材派遣会社が女性だけを派遣することは改正均等法に違反するのでしょうか。

(A) 労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣は、均等法上の「配置」に該当します。したがって、人材派遣会社は、派遣先の要請がどうであろうと、男性のみ又は女性のみを派遣の対象とすれば、改正均等法違反となります。男女とも派遣の対象とし、能力・適性を見て適任者を派遣する必要があります。

また、派遣先事業主が、人材派遣会社に対して女性のための派遣を要請する行為は、それに基づいて人材派遣会社が派遣先に対して女性を派遣すると均等法違反となることを踏まえれば、均等法の趣旨に照らして問題となる行為です。

なお、人材派遣会社が派遣労働者になろうとする者に対し、登録を呼びかける行為は「募集」に、登録の呼びかけに応じた者を登録させる行為は「採用」に該当するものであり、女性のために登録を呼びかけたり、女性のみを登録させることは、改正法に違反します。

Q 3

コース別人事制度は均等法違反になるのでしょうか。

(A) 「コース別雇用管理制度」については、その制度が労働者の意欲、能力に基づいて処遇する制度であり、各コースの職務内容、処遇等が明確に定められ、各コースが男女ともに均等に開かれるとともに、各コース内における配置・昇進等の雇用管理も男女公平に実施されている限り、均等法上の問題はありません。

なお、労働省においては、このようなコース別雇用管理制度が本来の趣旨に沿った運用が行われるよう、「コース別雇用管理の望ましいあり方」に基づき、今後とも引き続き指導に努めていくこととしています。

(3) 福利厚生

(福利厚生)

第7条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であって労働省令で定めるものについて、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

男女差別的取扱いが禁止される福利厚生の措置の具体的な範囲としては、住宅資金の貸付けのほか、供与の条件が明確で相当程度の経済的価値を有するものが次のように労働省令で定められています。

なお、賃金は福利厚生の措置ではありません。賃金については、労働基準法第4条で男女の差別的取扱いを禁止しています。

- 1 生活資金、教育資金その他労働者の福祉の増進のために行われる資金の貸付け
- 2 労働者の福祉の増進のために定期的に行われる金銭の給付
〈生命保険料の一部補助、子供の教育のための奨学金の支給等〉
- 3 労働者の資産形成のために行われる金銭の給付
〈財形貯蓄に対する奨励金の支給等〉
- 4 住宅の貸与

住宅の貸与には独身寮も含まれ、男子寮のみ所有している事業主は差別解消の措置をとることが求められます。差別解消措置としては、新たに女子寮を建設すること、男子寮や世帯用宿舎に女性を入居させること、民間アパートを借り上げて女性に貸与すること等が考えられますが、住宅手当の支給は「住宅の貸与」の代替措置とは認められません。

Q & A

Q 1

扶養手当の支給対象者を世帯主としています。このような取扱いは禁止されるのでしょうか。社宅の入居者を世帯主とすることはどうでしょうか。
また、妻帯者とすることは問題でしょうか。

(A) 扶養手当は「賃金」と認められ、労働基準法第4条により女性であることを理由として男性と差別的取扱いをすることが禁止されています。また、社宅の貸与は均等法上女性に対する差別が禁止される福利厚生に含まれるものです。

次に、扶養手当の支給対象者や社宅の入居者の要件を「世帯主」とすることは、女性であることを理由として差別的取扱いをしていることにはなりません。

しかしながら、「世帯主」の決定に当たって、女性について男性に比して不利な条件を課した場合は、女性であることを理由とする差別的取扱いに該当します。扶養手当の支給の場合に「世帯主」の決定に当たってそのような条件を課せば労働基準法に、社宅の貸与の場合であれば均等法に違反することになります。

また、対象を「妻帯者」とすることは、供与の対象から女性が排除されることになりますので、

扶養手当の支給の対象を「妻帯者」とすれば労働基準法に、社宅の貸与の対象を「妻帯者」とすれば均等法に違反します。

Q 2	女性のように制服を支給することは禁止されるのでしょうか。
-----	------------------------------

(A) 均等法で女性に対する差別が禁止される福利厚生措置は、住宅資金の貸付のほか、労働省令で定める事項に限られ、その中には制服を支給することは含まれていません。したがって、制服の支給については、均等法上の問題とはなりません。

ただし、一般的に、均等法の趣旨に照らせば、女性に対してのみ制服を支給することに合理的な理由は認められないと考えられ、制服については、男女とも支給しない、男女とも希望者のみに支給するなど、男女で同一の取扱いをすることが望ましいといえます。

違法ではない
望ましいことではない

(4) 定年、退職及び解雇

(定年、退職及び解雇)

- 第8条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。
- 2 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。
- 3 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

この法律では、男女別定年制、女性労働者の結婚・妊娠・出産退職制、女性であることを理由とする解雇、女性労働者の結婚、妊娠、出産及び産前産後休業の取得を理由とする解雇が禁止されます。

したがって、これらの定年制や退職制を定める就業規則や労働協約はその部分については無効となります。

また、形式的には勧奨退職であっても、事業主の有形無形の圧力により、労働者がやむを得ず応ずることとなり、労働者の真意に基づくものでないと認められる場合は、「解雇」に含まれます。

なお、女性が結婚退職する場合に退職金を上積みするいわゆる結婚退職上積制度は、直接本条に抵触するものではありませんが、女性の結婚退職を勧奨する効果をもつ面もあり、本条の趣旨に照らし好ましいこととはいえません（あらかじめ支給要件が明確な退職金は賃金に当たり、上記のような制度は労働基準法第4条に違反することになります。）。

(5) 女性労働者に係る措置に関する特例の新設

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第9条 第5条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

女性には特有の感性・特性があるなどの先入観や固定的な男女の役割分担意識に基づき、女性のみを募集・採用や配置の対象とすることは、かえって、女性の職域を限定したり、女性と男性の仕事を分離してしまうという弊害をもたらすものです。

このため、今回の改正においては、「女性のみ」又は「女性優遇」の措置は、原則として女性に対する差別として禁止する一方、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保することを目的とした措置、すなわち、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で雇用の場に生じている男性労働者との間の事実上の格差を是正することを目的として行う措置については法に違反しない旨を明記しました。

「女性のみ」又は「女性優遇」の措置に関する特例については、指針（募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針（P.63）参照）で、次のような措置を事業主が講ずることは違法ではないとされています。

(1) 募集及び採用

全体・40%以下

女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない区分における募集又は採用に当たって、求人情報の提供について女性に有利な取扱いをすることその他男性と比較して女性に有利な取扱いをすること。

(2) 配 置

女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない職務に新たに労働者を配置する場合に、その配置のために必要な資格試験の受験を女性労働者のみに奨励すること、基準を満たす労働者の中から女性を優先して配置することその他男性労働者と比較して女性労働者に有利な取扱いをすること。

(3) 昇 進

女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない役職への昇進に当たって、その昇進のための試験の受験を女性労働者のみに奨励すること、基準を満たす労働者の中から女性を優先して昇進させることその他男性労働者と比較して女性労働者に有利な取扱いをすること。

(4) 教育訓練

女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない職務又は役職に従事するために必要とされる能力を付与する教育訓練（例：チームリーダー候補者研修）に当たって、その対象を女性労働者のみとすること、女性労働者に有利な条件を付することその他男性労働者と比較して女性労働者に有利な取扱いをすること。

なお、女性労働者が男性労働者と比較して「相当程度少ない」とは、我が国における全労働者に占める女性労働者の割合、すなわち4割を下回っている状況をいいます。

今の女性の取扱い

教育訓練、仕事の内容 } 男女の差があつたため

Q & A

Q 1	「支障となっている事情」とは何を指すのでしょうか。
-----	---------------------------

(A) 「支障となっている事情」とは、固定的な男女の役割分担意識に根ざすこれまでの企業における雇用管理等が原因となって、雇用の場において男女労働者の間に事実上格差が生じていることをいうものです。この格差は最終的には男女労働者数の差となって表れるものと考えられることから、事情の存否については、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない状況にあるか否かにより判断することが適当であり、具体的には、一定の区分、職務、役職において女性労働者の割合が4割を下回っているか否かにより判断することとしています。

Q 2	改正前の均等法では「女性のみ募集」は、適法と解釈されているのに、今回の改正によって、女性に対する差別として禁止されることとなるのはどうしてでしょうか。
-----	---

(A) 改正前の均等法は「女性福祉法」の色彩が強いのですが、改正後の均等法は、題名、目的規定をはじめとする第1章の規定において、「男女の均等な機会及び待遇の確保」を目指すものであることを明確にしています。

また、今回の改正では第9条を新設して、男女均等の実質的な確保を目的とした「女性のみ」の措置は均等法違反とならない旨を明らかにし、逆にみれば、それ以外の「女性のみ」の措置は均等法違反となる旨法制上も明らかとなるようにしています。

これらのことから、今回の改正によって、「女性のみ」の措置は、①第9条に規定する特例に該当する場合、又は②男女異なる取扱いをすることに合理的な理由がある場合として適用除外に該当する場合（P.12参照）以外は、「女性に対する差別」として違法と解されることになります。

Q 3	当社では女性の希望者を対象として、キャリアアップセミナーを開催しています。改正均等法では女性のみを対象とした研修は禁止されとのことですが、このようなセミナーも改正均等法違反となるのでしょうか。
-----	--

(A) 指針において、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない（4割を下回っている）職務又は役職に従事するために必要とされる能力を付与するための教育訓練については、その対象を女性のみとしても法違反とはならないとされています。

したがって、係長や課長などの役職に占める女性の割合が4割未満の場合であり、キャリアアップセミナーの内容が将来そうした業務を遂行していくのに必要な能力を与えるものであれば、その対象を女性のみとしても改正均等法に違反しません。

3 紛争が生じた場合の救済措置

(1) 苦情の自主的解決

(苦情の自主的解決)

第11条 事業主は、第6条から第8条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

企業の自主的解決の方法として、企業内苦情処理機関の活用が例示されていますが、これは現実にはこのような機関で労使間の問題解決を図っている企業が多いことやこのような機関を活用して女性労働者からの苦情を解決することが適当と考えられることによるものです。

その他人事労務担当者による相談などが自主的解決の方法として考えられますが、各企業の労使関係、人事・労務管理の実態に応じて最も適切な方法で行われることが期待されています。

(2) 女性少年室長による紛争の解決の援助

(紛争の解決の援助)

第12条 都道府県女性少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

女性少年室長による紛争解決の援助の対象となる紛争の具体的範囲は、労働省令（P. 60参照）により、女性に対する差別が禁止されている募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定範囲の福利厚生及び定年・退職・解雇についての紛争とされています。

女性少年室長は、援助を求められた場合には両当事者から事情をよく聴取し、必要なときは調査を行い、適切に助言、指導又は勧告をして紛争の解決の援助をします。

この援助は、私法上の紛争である女性労働者と事業主間の紛争解決を、両当事者の意思を尊重しつつ迅速・簡便に行うことを目的とするものであり、両当事者以外の申立てや職権で行われることはありません。

また、女性労働者が女性少年室長に紛争の解決の援助を求めたことを理由として、事業主は、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨の規定が新設されました。

「不利益な取扱い」の内容としては、配置転換、転勤、降格、減給、昇給停止、出勤停止、雇用契約の更新拒否等が挙げられます。

(3) 調停制度の改善

(調停の委任)

第13条 都道府県女性少年室長は、前条第1項に規定する紛争（第5条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

改正前の均等法では、関係当事者の一方から調停の申請があった場合にあっては、調停を開始するためには他の関係当事者の同意が必要とされ、このことが女性労働者の側で調停申請を思いとどまる一因になっているとも考えられていました。

そこで、個別紛争の迅速・簡便な解決を図る手段としての調停制度が有効に機能することを促進するため、平成11年4月の改正法施行後においては、紛争の当事者の一方からの申請により調停ができることとなりました。

また、女性労働者が調停の申請をしたことを理由として、事業主は、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨の規定が新設されました。

Q & A

Q 1

調停の開始は、女性少年室長が「必要があると認めるとき」と定められていますが、どのような基準で始められるのでしょうか。

(A) 女性少年室長が、「紛争の解決のために必要がある」かどうかを判断するに当たっては、

- ① 女性労働者と事業主との間に「紛争」があるか
- ② 調停対象事項であるか
- ③ 当該紛争に係る事業主の措置が行われた日から1年を経過した紛争など、調停を行うことが適当であると認められないケースでないか

等を考慮の上決定します。

その際には苦情の自主的解決の努力の状況についても考慮することとなります。

Q 2

新たに規定されるセクシュアルハラスメント、ポジティブ・アクションは、調停の対象となるのでしょうか。

(A) 調停の対象となる紛争は、具体的には、女性に対する差別が禁止されている配置・昇進・教育訓練、一定範囲の福利厚生及び定年・退職・解雇についての紛争であり（募集・採用についての紛争は対象とはなりません。）、セクシュアルハラスメント及びポジティブ・アクションに関する事案は、均等法上の調停の対象とはなりません。

セクシュアルハラスメントの事案の多くは、その特性として個人間のプライバシーの問題に関わることがあり、事業主と女性労働者の間の紛争を解決するための調停になじみにくいものであり、むしろ、女性少年室において十分なカウンセリングを行い、事案に即した有効な解決方法を探ることが重要であると考えます。

また、ポジティブ・アクションについては、事業主が、個々の企業の実態や考え方に応じて自主的に取り組むことを促進していくことが重要であり、労働省では、ポジティブ・アクションの重要性、手法について事業主の理解を深めながら、事業主の積極的取組を援助する事業を強力に推進していくこととしており、調停の対象には含めないこととしています。

4 事業主の講ずる措置（ポジティブ・アクション） に対する国の援助の新設

第20条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する女性労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮して充実した職業生活を送ることができるようにするためには、企業の制度や方針において、均等法に基づき、男女の均等な取扱いを確保することに加えて、男女労働者の間に事実上生じている差に着目し、このような差の解消を目指して女性の能力発揮の促進について企業が積極的かつ自主的に取り組むことが望ましいものです。

このため、企業がそれぞれの状況に応じて具体的にに取り組むことができるように国が援助できる旨の規定を新たに設けたものです。

Q & A

Q 1	ポジティブ・アクションという言葉は、わかりにくいのですが、どういうことをいうのでしょうか。
-----	---

(A) 個々の企業において、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・ 営業職に女性はほとんど配置されていない
- ・ 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じていることが多く、このような差は、均等法上の女性労働者に対する差別を禁止した規定を遵守するだけでは解消できません。

「ポジティブ・アクション」とは、このような差の解消を目指して個々の企業が進める自主的かつ積極的な取組のことであり、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保するために望ましいものです。

例えば、女性労働者の状況を分析した結果、勤続年数が長い女性労働者が多数勤務しているにもかかわらず、管理職になっている女性労働者が極めて少数であるというような場合、計画において、「3年間で女性管理職20%増加」という目標を掲げ、女性の管理職候補者を対象とする研修の実施、女性に対する昇進・昇格試験受験の奨励、昇進・昇格基準の明確化等の取組を行っていくことが考えられます。

なお、「女性労働者の能力発揮促進に関する研究会」（座長 奥山明良成城大学法学部教授）（以下「研究会」という。）においてポジティブ・アクションの促進方策について検討されてきましたが、その結果が「女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組のガイドライン」としてとりまとめられています。その概略はP. 22～P. 24のとおりです。各企業で、ポジティブ・アクションに取り組まれる際に参考にしてください。

Q 2	女性労働者の配置等の状況の分析は、どのように行ったらいいのでしょうか。
-----	-------------------------------------

（A）研究会がとりまとめたワークシートにおいては、部門別の従業員構成、資格等級・役職別の従業員構成を男女別に記入する表が掲げられています。このような表を作成することにより、

- ① 女性が全くいない、又は女性比率が極端に低い部門がないか
 - ② 一定の勤続年数以上の女性がいるにもかかわらず、女性の役職者がいない部門がないか
- 等を分析することができます。

さらに、ワークシートに盛り込まれているチェック・ポイントを順次回答していくことにより、女性の能力発揮のネックになっている状況の分析が可能となります。例えば、

- ① 女性が少ない、又は新しく配置される職場などで、ロッカー設備、休憩室、トイレなど日常生活にかかわるものについて配慮しているか
- ② 男性ばかりの作業現場に女性を初めて配置する場合、女性を複数で配置するなど、女性に過度の緊張をさせないよう配慮しているか
- ③ 社員がどのような仕事をしたいと考えているのか等を把握するため、自己申告制度や、企業内公募制度等を活用しているか

等多くの項目を点検することにより、当該企業の配置等における問題点の把握を行うことができます。

Q 3	第20条と第9条との関係はどうなるのでしょうか。
-----	--------------------------

（A）第20条のポジティブ・アクションとして講じられる具体的措置としては、「女性のみ」又は「女性優遇」の措置と男女双方を対象として行う措置の両方があります（P. 22参照）が、このうち「女性のみ」又は「女性優遇」の措置については、事業主が講ずることができるのは、第9条により法違反とはならないこととされた措置に限定されます。

Q 4	国の支援とは具体的にどのようなことでしょうか。
-----	-------------------------

（A）労働省としては、各地において経営者団体や各種業界団体と連携を図りながら、まず、ポジティブ・アクションの重要性、手法についての事業主の理解を深めるよう周知を図るとともに、トップセミナーや地域における業種別使用者会議を開催すること等により、企業のポジティブ・アクションの具体的取組を援助していくこととしています。

(参考)

＜女性労働者の能力発揮促進に関する研究会報告＞

女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組のガイドライン

1 現状の分析と問題点の発見

企業において女性の能力発揮を促進していくためには、まず、女性労働者が現在どのように活用されているかを客観的に把握し、男女労働者の雇用状況にアンバランスがある場合には、その原因を分析し、問題点を発見することが重要である。その場合、別添のワークシート（略）を活用しながら、企業の規模や雇用管理の状況によって工夫すると効果的である。

また、ワークシートと併せて、次の（例）を参考に様々な方法を組み合わせ、広く問題点の発見に努めることが望ましい。

- （例）・アンケート、自己申告、個別ヒアリング、グループディスカッション等による労働者の意識、意見の聴取・把握
- ・各部門の人事責任者からの聴取
 - ・労働組合を通じての意見の収集

ワークシートの概要

I データによる状況把握

- 1 従業員構成等の概要
- 2 部門別の従業員構成
- 3 資格等級・役職等級別の従業員構成

II 雇用管理のステージ別点検

- 1 募集・採用
 - ・応募・採用の状況
 - ・男女比に大きなアンバランスがある場合、募集方法、採用条件、選考方法について点検
- 2 配置・昇進
 - ・男女比に大きなアンバランスがある部門やグループ（職種・職掌・コース等）がある場合、その原因の分析
 - ・一定以上の年齢（又は勤続年数）の女性がいるにもかかわらず、女性の管理職、役職者が少ない場合、その理由についての分析
- 3 育成・教育訓練

- ・日常業務を通じての育成や教育訓練の状況についての分析

4 継続就業

- ・新規学卒採用者の勤続年数別継続就業率の比較
- ・女性の継続就業率が低い場合、退職原因の分析及び職業生活と家庭生活の両立支援制度の整備状況の点検

III 職場環境・風土

- 1 職場の雰囲気、慣習、社員の日常的行動についての点検
- 2 セクシュアルハラスメントに関する問題の発見

2 具体的取組計画の作成

（1）目標の設定及び具体的取組策の策定

1の分析に基づき、女性労働者の能力発揮促進のための具体的取組計画を作成する。

具体的取組計画の作成に当たっては、現実に対応した具体的な目標を設定し、それに沿って、発見された問題の解決に効果的な具体的取組策を検討し、策定する。

この場合の企業の取組については、「女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱うもの」と、「男女両方を対象とするもの」とに分けて考えることができる。

「女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組」は、従来の取扱い等により女性に現実に生じた男性との差について、その是正を目的として暫定的に行うものである。

「男女両方を対象として行う取組」は、男女を区別していない基準であるが、女性が事実上満たしにくいものについて、その基準や運用を見直すことや、個人としての能力に着目した公正で透明な人事制度の確立、職業生活と家庭生活との両立を容易にする取組等であり、継続して行われる必要のあるものである。

(2) 期間の設定

具体的取組計画においては、目標を達成するための具体的取組を実施する目安となる期間を設定することが効果的である。

また、中間評価時点や定期的点検時点を設定し、目標達成のための必要なフォローアップを行うことが望ましい。

(3) 労働者、とりわけ女性労働者の意見・要望の聴取

具体的取組を検討していくに当たっては、労働者、とりわけ女性労働者の意見や要望を聴取して実質的かつ効果的な計画の立案を行うことが望ましい。

(4) 具体的取組計画の例

具体的取組計画の策定に当たっては、以下の例が参考となる。各企業の状況に応じた目標を設定し、具体的取組を検討していく必要がある。

目標1：女性の採用拡大

〔具体的取組〕

① 女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組

イ 女性の比率が少ない職種において、女性の応募・採用が少ない場合の求人方法の再検討

(イ) 求人広告や会社案内等の図や写真に女性を登場させたり、文面において女性の活躍を期待していることを明記

(ロ) 求人先学校の見直し（女性の多い学部、大学等を含める）

② 男女両方を対象とする取組

イ 男女共通の募集・採用条件であっても、女性が事実上満たしにくい場合、その条件の必要性や妥当性について検討

ロ 選考方法の改善

(イ) 選考に当たって、男女の固定的役割分担意識をなくすための役員、面接・選考担当者への研修

(ロ) 男女に中立的な選考のための面接マニュアルや面接における質問事項等の作成、見直し

(ハ) 不採用理由の記録、分析

(ニ) 面接・選考担当者に女性も登用

ハ 働きやすい職場環境の整備

ニ 職業生活と家庭生活との両立支援制度の充実

目標2：女性の職域拡大

〔具体的取組〕

① 女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組

イ 女性がいらない、又は少ない職種、職域への女性の配置のために必要な教育訓練の実施

② 男女両方を対象とする取組

イ 建設業、製造業等の作業における体力面での個人差を補う器具、設備等の導入

ロ ロッカー設備、休憩室、トイレ等の職場環境の整備（特に女性が少ない職場へ女性を配置する場合）

ハ 女性を初めて受け入れる、又は受入れ経験の乏しい管理職に対する研修の実施

ニ 日常業務を通じての社員の育成と的確な指導

ホ 幅広い職業能力を育成できるような配置や配置転換の実施

ヘ 自発的な知識・技術の習得のための援助の実施

ト OJT の充実

チ 自己申告制度の導入、活用

目標3：女性管理職の増加

〔具体的取組〕

① 女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組

イ 女性の管理職候補者を対象とする研修の実施（女性管理職がいらない、又は少ない場合）

ロ 一定の役職への昇進・昇格試験を受験するように奨励（当該役職に女性管理職がいらない又は少ない場合）

ハ いわゆる総合職等への転換の奨励、支援

② 男女両方を対象とする取組

イ 昇進・昇格基準の明確化、透明化

ロ 所属長、人事担当者等とのキャリア形成にかかる個別面接の実施

ハ コース別雇用管理制度における柔軟な
コース間転換制度の設定、実施、見直し
目標 4：女性の勤続年数の伸長（職業生活と
家庭生活との両立）

〔具体的取組〕

① 男女両方を対象とする取組

イ 育児・介護休業法で義務づけられた両
立支援措置を上回る制度の導入

(イ) 1 年を超える育児休業制度

(ロ) 1 歳以上の未就学児を養育する労働
者に対する短時間勤務制度、フレック
スタイム制度等

(ハ) 3 ヶ月（対象家族 1 人につき 1 回）
を超える介護休業制度

(ニ) 家族を介護する労働者に対する短時
間勤務制度等

(ホ) 育児・介護費用の助成

ロ 看護休暇制度の導入

ハ 配置転換に際しての家族的責任を負う
労働者への配慮

ニ 労働時間短縮の取組

目標 5：職場環境・風土の改善

〔具体的取組〕

① 男女両方を対象とする取組

イ 男女の役割分担意識に基づく慣行の見
直し

ロ 男女の役割分担意識解消のための意識
啓発研修の実施

ハ セクシュアルハラスメントの防止のた
めの取組

その際、実施成果について社内に公表していくこ
とが、具体的取組を推進するに当たり効果的であ
る。

（２） 取組計画の見直し

十分な成果が得られていない取組については、
その原因を究明の上、必要があれば体制の見直し
を含め、計画の見直しを行っていくことが重要で
ある。

5 積極的取組を行うための体制の整備とコンセ
ンサスづくり

（１） 経営トップの理解と関与

女性の活用、能力発揮促進のための積極的取組
には、企業全体で取り組むことに意味がある。そ
のためにも、経営の最高幹部クラスがその必要性
を十分理解し、その決断の下に実施していくこと
が望ましい。

（２） 実行機関の確立と必要な権限の委譲

実行機関は、全社的規模で情報を収集、分析し、
また、全社的に具体的取組を実施していくよう求
めていくこととなる。

このため、実行機関は、経営の最高機関から必
要な権限を委譲され、職務として取組を行うこと
が効果的である。

また、実行機関は、単に人事担当部局のみに任
されるのではなく、全社的な取組となるように構
成され、女性が参画していることが望ましい。

（３） 取締役会等の経営陣の意思決定と社内で
のコンセンサスづくり

具体的取組計画を作成し、実施していくことに
ついては、取締役会等の最高意思決定機関で合意
を得るとともに、その具体的取組を経営計画の中
に盛り込むなど、企業全体の取組としての位置づ
けを明確にすることが重要である。

また、必要に応じて取組の方針や内容を全社の
に知らせることが、社内のコンセンサス形成に有
効である。

3 具体的取組の実施

計画に基づき、具体的取組を実施する。

4 具体的取組の成果の点検と見直し

（１） 取組の成果の点検及び評価

具体的取組の成果については、一定期間ごと
に点検し、評価を行っていくことが望ましい。

5 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

(1) 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

第21条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 (略)

職場におけるセクシュアルハラスメントは、女性労働者の個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、女性労働者の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。

また、企業にとっても、職場秩序や円滑な業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

このため改正均等法において、新たに事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために雇用管理上必要な配慮をしなければならないとされ、配慮すべき事項については、指針（事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針(P. 69) 参照）が定められました。

Q & A

人権の侵害 1. 女性の人権を無視する

2. 職務上の権限を振りかざし易い言動

Q 1

職場におけるセクシュアルハラスメントとはどのようなものでしょうか。

(A) 第21条におけるセクシュアルハラスメントの概念は、性的な言動に対する対応により女性労働者が労働条件上不利益を受ける「対価型」と性的な言動により女性労働者の就業環境が害される「環境型」の両方を含んでいます。

上記の指針においては、「対価型」と「環境型」について、下記のように具体的な内容を示しています。

「対価型セクシュアルハラスメント」とは

職場において行われる女性労働者の意に反する性的な言動に対する女性労働者の対応により、当該女性労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けることです。

(典型例)

- ・ 事務所内において事業主が女性労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、当該女性労働者を解雇すること など

「環境型セクシュアルハラスメント」とは

職場において行われる女性労働者の意に反する性的な言動により女性労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該女性労働者が就業する上で見過ごせない程度の支障が生じることです。

(典型例)

- ・ 事務所内において事業主が女性労働者の腰、胸等に度々触ったため、当該女性労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること など

Q 2

事業主が配慮すべきこととは、具体的にどのようなことなのでしょうか。

(A) 指針においては、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項を定めています。

事業主は、下記の1～3いずれについても配慮しなければなりません。

指針においては、それぞれの項目ごとに「配慮をしていると認められる例」を示していますので、それを参考に、企業の規模や職場の状況などに応じて、各事業主が最も適切と考える措置を実施してください。

P. 69に指針を掲載していますので、参考にしてください。

《雇用管理上配慮すべき事項》

① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を明確化し、労働者に対してその方針の周知・啓発をすることについて配慮をしなければなりません。

なお、周知・啓発するに当たっては、職場におけるセクシュアルハラスメントの発生の原因や背景についても理解を深めることが重要です。

(配慮をしていると認められる例)

- ・ 社内報、パンフレット等広報又は啓発のための資料等に職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事項を記載し、配布すること。
- ・ 服務上の規律を定めた文書に職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事項を記載し、配布又は掲示すること。
- ・ 就業規則に職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事項を規定すること。
- ・ 労働者に対して職場におけるセクシュアルハラスメントに関する意識を啓発するための研修、講習等を実施すること。

② 相談・苦情への対応

- ① 事業主は、相談・苦情への対応のための窓口を明確にすることについて配慮をしなければなりません。
- ② 事業主は、相談・苦情に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応することについて配慮をしなければなりません。

職場におけるセクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれのあ

る場合や、職場におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な事例であっても、相談・苦情に対応することが必要です。

(①について配慮をしていると認められる例)

- ・ 相談・苦情に対応する担当者をあらかじめ定めておくこと。
- ・ 苦情処理制度を設けること。

(②について配慮をしていると認められる例)

- ・ 相談・苦情を受けた場合、人事部門との連携等により円滑な対応を図ること。
- ・ 相談・苦情を受けた場合、あらかじめ作成したマニュアルに基づき対応すること。

女子・学生でも

言い出せばいい

深刻な内容ではない限り

その子もみている

3 職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた場合における事後の迅速かつ適切な対応

- ① 事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた場合において、その事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認することについて配慮をしなければなりません。
- ② 事業主は、その事案に適正に対処することについて配慮をしなければなりません。

(①について配慮をしていると認められる例)

- ・ 相談・苦情に対応する担当者が事実関係の確認を行うこと。
- ・ 人事部門が直接事実関係の確認を行うこと。
- ・ 相談・苦情に対応する担当者と連携を図りつつ、専門の委員会が事実関係の確認を行うこと。

(②について配慮をしていると認められる例)

- ・ 事案の内容や状況に応じ、配置転換等の雇用管理上の措置を講ずること。
- ・ 就業規則に基づく措置を講ずること。

4 その他の留意事項

- ① プライバシーの保護に留意してください。
- ② 相談をし、又は苦情を申し出たこと等を理由として女性労働者が不利な取扱いを受けないように留意してください。
- ③ 男性労働者に対して行われるセクシュアルハラスメントについても、防止対策に入れることが望まれます。

(2) 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置
(平成10年4月1日から施行されています。)

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第22条 事業主は、労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第23条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 (略)

女性の職場進出が進み、妊娠・出産後も働き続ける女性労働者が増加している中で、母性を保護し、女性が働きながら安心して出産できる条件を整備するため、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する規定を義務化したものです。

Q & A

Q 1

事業主は女性労働者が、保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するために、具体的にどのような措置を講じなければならないのでしょうか。

(A) 今回の改正により、事業主は、女性労働者が母子保健法に基づく妊産婦健診を受診するための通院時間を確保することができるようにすることが義務化されました。

具体的には、労働省令により、女性労働者が次のような妊娠週数の区分に応じた回数、保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるようにしなければならないとされています。

1 産前の場合

妊娠23週まで……………4週に1回

妊娠24週から35週まで……2週に1回

妊娠36週から出産まで……1週に1回

ただし、医師又は助産婦(以下「医師等」という。)がこれと異なる指示をしたときは、その指示により、必要な時間を確保することができるようにすること。

2 産後(1年以内)の場合

医師等の指示により、必要な時間を確保することができるようにすること。

P. 61に労働省令第16条を掲載していますので、参考にしてください。

Q 2

医師の指導事項を守るために必要な措置とは、具体的にどのような措置をとればよいのでしょうか。

(A) 女性労働者が医師等から何らかの指導を受けた場合、その指導事項を守ることができるようにするための勤務の軽減、勤務時間の短縮、休業等の適切な措置を講じることが、事業主に義務づけられました。具体的な内容については、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」において定められたところです。

なお、指針では、医師等の指導事項の内容を的確に伝達するため、「母性健康管理指導事項連絡カード」が新たに設けられ、事業主はその利用に努めることとされています。

P. 72に指針を掲載していますので、参考にしてください。

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（概要）

1 事業主が講ずべき母性健康管理に係る措置

(1) 妊娠中の通勤緩和について

- ・医師等から通勤緩和の指導を受けた旨の女性労働者の申出があった場合
→指導に従い、時差通勤、勤務時間の短縮等の措置を講ずるものとする。
- ・医師等から指導がない場合においても、申出があった場合
→担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(2) 妊娠中の休憩に関する措置について

- ・医師等から休憩に関する措置について指導を受けた旨の女性労働者の申出があった場合
→指導に従い、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずるものとする。
- ・医師等から指導がない場合においても、申出があった場合
→担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置について

- ・医師等により症状等に関する指導を受けた旨の女性労働者の申出があった場合
→指導に基づき、作業の制限、休業等の必要な措置を講ずるものとする。
- ・医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合
→担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等により必要な措置を講ずるものとする。

2 その他

(1) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用

指導事項の内容の的確な伝達、講ずべき措置の明確化

→事業主は、「母性健康管理指導事項連絡カード」(P. 73参照)の利用に努める。

(2) プライバシーの保護

事業主は、女性労働者の症状等に関する情報につき、プライバシーの保護に、特に留意する必要がある。

Q 3	妊産婦検診を受けた女性が、医者から2週間ほどの休養が必要といわれたと申し出てきました。この先たびたび休まれるのも困るし、子供が産まれれば仕事がおろそかになるので、解雇しようと思いますが、このような解雇はできるのでしょうか。
-----	--

(A) 改正均等法第23条においては、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から何らかの指導を受けた場合、その指導事項を守ることができるようにするための勤務の軽減、勤務時間の短縮、休業等の適切な措置を講じることが事業主に義務付けられました。

医師の指導に基づき休業を申し出たことを理由として、妊娠中及び出産後の女性労働者を解雇することは、母性健康管理に関する措置を講ずることを事業主の義務とした均等法の趣旨に反するものといえます。

また、問のようなケースは、改正均等法第8条第3項（妊娠したことを理由とする解雇の禁止）違反に該当し、民事上解雇が無効となる場合もあると考えられます。

6 施行のために必要がある場合の行政指導

(1) 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第25条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県女性少年室長に委任することができる。

助言、指導、勧告は、罰則を伴うものではありませんが、事業主はこれらに従って必要な措置を講ずることが求められます。

労働大臣の報告の徴収、助言、指導、勧告の権限は、広範な都道府県にまたがり、その事案の処理に当たって各方面との調整が必要であると考えられる事案等を除き都道府県女性少年室長に委任されています。

(2) 公表制度の新設

(公表)

第26条 労働大臣は、第5条から第8条までの規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

雇用の分野における男女の均等取扱いを確固たるものとするためには、雇用管理の各ステージについて女性に対する差別を禁止するとともに、その実効性を確保するための措置の強化が必要であり、今回の改正においては、労働大臣の勧告に従わない場合の企業名公表制度という社会的制裁措置を新設することにより、法違反の速やかな是正を求める行政指導の効果を高めることとしたものです。

7 公務員に関する適用除外

(適用除外)

第28条 第2章、第25条及び第26条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第3章の規定は、一般職の国家公務員(国営企業労働関係法(昭和23年法律第257号)第2条第2号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和22年法律第85号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

第2章の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定、第25条の報告の徴収並びに助言、指導及び勧告に関する規定並びに第26条の公表制度に関する規定は、国家公務員法及び地方公務員法において性別を含めて平等取扱いの原則が規定されていること等から、国家公務員及び地方公務員には適用されません。

また、第3章の女性労働者の就業に関して配慮すべき措置に関する規定は、それぞれの公務員法体系の中で既に同様の措置がなされ、又はなされる予定である一般職非現業の国家公務員、裁判所職員、国会職員及び防衛庁職員に関しては適用されません。

Ⅲ 改正後の労働基準法のあらまし（女性関係等）

（１） 男女同一賃金の原則（第４条関係）

使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはなりません。

（女性であることを理由とした差別的取扱い）

「女性であることを理由として」とは、労働者が女性であることのみを理由として、あるいは社会通念として又は当該事業場において、女性労働者が一般的又は平均的に能率が悪いこと、勤続年数が短いこと、主たる生計の維持者ではないこと等を理由とすることを意味します。

なお、「差別的取扱いをする」とは、不利に取り扱う場合のみならず有利に取り扱う場合も含まれます。

（２） 産前産後休業その他の母性保護措置（第64条の3、第65条、第66条、第67条関係）

- ① 使用者は、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性が請求した場合においては、その者を就業させてはなりません。
- ② 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはなりません。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えありません。
- ③ 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければなりません。
- ④ 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、変形労働時間制により労働させる場合であっても、その者を、1週又は1日の労働時間が法定時間を超えることとなる時間について労働させてはなりません。また、使用者は、妊産婦が請求した場合においては、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはなりません。
- ⑤ 使用者は、生後満1年に達しない生児を育てる女性が一定の育児時間を請求した場合には、その時間中にその者を使用してはなりません。
- ⑥ 使用者は、妊産婦を、妊娠、出産、哺育等に有害な一定の業務に、また、妊産婦以外の女性を、妊娠、出産に係る機能に有害な一定の業務に、それぞれ就かせてはなりません。

（産前産後休業の期間）

産前休業期間は、当該女性労働者が請求した場合に就業させてはならない期間であり、産後休業期間は、原則として当該女性労働者を就業させてはならない期間です。

（妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限並びに時間外労働、休日労働及び深夜業の制限）

妊産婦が請求した場合には、1か月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制及び1週間単位の非定型的変形労働時間制の適用により1時間又は1日の労働時間が法定労働時間を超えることとなる時間について労働させてはならず、また、時間外労働、休日労働及び深夜業をさせてはなりません。

（育児時間）

生後満1年に達しない生児を育てる女性が請求することができる育児時間は、1日2回各々少なくとも30分です。

（危険有害業務の就業制限）

女性労働者に対する危険有害業務への就業制限として、母性保護の見地から、妊産婦については、その妊娠、出産、哺育等に有害な業務への就業が制限され、これらの業務のうち女性の妊娠、出産機能に有害な業務については、妊産婦以外の女性についても就業が禁止されています。これらの業務の範囲は次頁の表のとおりです。

（3） その他の措置（第64条の2、第68条関係）

- ① 使用者は、満18歳以上の女性を坑内で労働させてはなりません、臨時の必要のため坑内で行われる一定の業務に従事する者（一定の妊産婦を除く。）については、この限りではありません。
- ② 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した場合には、その者を生理日に就業させてはなりません。

（坑内労働）

「臨時の必要のため坑内で行われる業務」とは、通常坑内では行われない業務であって、臨時の必要に応じ一時的に坑内で行われるものをいい、このような業務として命令で、坑内で負傷者が出た場合の手当てのための医師及び看護婦の業務、新聞やテレビ等の取材の業務、高度の科学的な知識を必要とする自然科学の研究の業務が定められています。

これらの業務に従事する女性であっても、妊娠中の者及びこれらの業務に従事しない旨申し出た産婦（産後1年を経過しない者をいう。）については、坑内労働が禁止されています。

妊産婦等の就業制限の業務の範囲

×…女性を就かせてはならない業務

△…女性が申し出た場合就かせてはならない業務

○…女性を就かせても差し支えない業務

女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容			女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容		
	妊婦	産婦	その他の女性		妊婦	産婦	その他の女性
1号 重量物を取り扱う業務 (別表参照)	×	×	×	12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
2号 ボイラーの取扱いの業務	×	△	○	13号 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務	×	○	○
3号 ボイラーの溶接の業務	×	△	○	14号 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○
4号 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○	15号 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○	16号 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○	17号 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
7号 動力により駆動させる土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○	18号 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	×	×	×
8号 直径が25センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)	×	△	○	19号 多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤(自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。)				20号 著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
に木材を送給する業務				21号 多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○	22号 著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
10号 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○	23号 異常気圧下における業務	×	△	○
11号 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さ8ミリメートル以上の鋼板加工の業務	×	△	○	24号 さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

〈別 表〉

右の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重 量（単位：kg）	
	断続作業	継続作業
満16歳未満	12	8
満16歳以上 満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

（注）

電離放射線障害防止規則では、放射線業務従事者の被ばく限度につき、妊娠不能の女性、妊娠中でない妊娠可能な女性、妊娠中の女性で異なる規制を設けており、被ばく線量当量測定部位及び測定結果の算定・記録等につき、妊娠可能な女性については異なる扱いがされています。

(4) 女性の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消に伴う 雇用管理の配慮

女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制については、雇用の分野における男女の均等取扱いと女性の職域の拡大を図る観点から、男女雇用機会均等法の改正と併せて解消することとしました。

これを受けて、男女ともに長時間の時間外労働を抑制するために時間外労働の限度に関する基準が定められるとともに、女性労働者の時間外労働の規制の解消に伴い、小学校入学までの子の養育又は要介護状態にある一定範囲の家族の介護を行う女性労働者（指揮命令者及び専門業務従事者を除く。）のうち希望者については、平成14年3月まで適用される、通常の労働者よりも短い基準（激変緩和措置）が定められました（P. 38参照）。いわゆる36協定の内容は、これらの基準に適合したものとなるようにしなければなりません。

また、深夜業の規制の解消に伴い、育児・介護休業法が改正され、育児や家族の介護を行う男女労働者の深夜業の制限の制度（P. 42参照）が新設されました。

さらに、深夜業を行う女性労働者の働く環境を整えるため、事業主は、通勤及び仕事上の防犯面での安全を確保するほか、今働いている人たちに、新たに深夜業をさせようとするときは、育児や介護などの事情に配慮することが必要です。

平成11年4月以降、時間外・休日労働、深夜業について男女別の定めのある労働協約、就業規則、36協定については、母性保護措置と激変緩和措置を除いて、男女同一のものにさせていただく必要があります。

見直しの際には、①～③に留意し、就業規則や36協定届の具体例（44、45ページ参照）も参考にしながら、見直しを進めてください。

- 時間外労働について「男性300時間、女性150時間」というように、女性であるが故に労働協約や就業規則、36協定によって男女異なる取扱いをすることは、男女の均等取扱いの確保という均等法の趣旨に照らせば、好ましくないものです。また、このような定めを理由として、募集・採用、配置・昇進等について男女異なる取扱いをすることは、均等法に違反します。
- 就業規則や労働協約において、女性であるが故に一律に交替制の深夜勤務を行わせない定めをすることは、配置に関して均等法違反となります。

また、就業規則や労働協約において、女性であるが故に深夜に及ぶ時間外労働をさせない定めをすることは、均等法の趣旨に照らせば、好ましくないものです。なお、このような定めを理由として募集・採用、配置・昇進等について男女異なる取扱いをすることは、均等法に違反します。

① 関係法令・指針の遵守を

時間外・休日労働、深夜業に関して定めた労働基準法、労働安全衛生法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の規定について遵守することが必要です。各企業が特に留意すべき法令・指針の内容について38ページ以降で説明していますので、参考にしてください。

② 個々の労働者の事情への配慮を

個々の労働者の健康状態や育児・介護等の家族的責任を有する状況を理由として他の労働者と異なる取扱いをすることは、均等法上の問題とはなりません。したがって、時間外・休日労働、深夜業を希望しない労働者について就業規則において配慮することや個々の労働者の事情に配慮した労働契約を締結することは有効です。

また、実際に時間外・休日労働、深夜業を命ずる際にも、個々の労働者の事情に配慮することが望まれます。

③ 労使間で十分に話し合いを

労働協約、36協定については、労使間の合意が必要ですが、就業規則の変更に当たってもどういう労働条件にするか労使間で十分に話し合いをすることが望まれます。

また、深夜業に就かないという特約の下に勤務している労働者を新たに深夜業に就けるためには、その労働者の同意を得る必要があります。

〔参考1〕

女性の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消に向けての留意点

【時間外・休日労働に関する留意点】

1 労働時間・休日

① 法定の労働時間・休日

- 1週40時間・1日8時間、1週1休日を原則とし、時間外労働や休日労働を行わせる場合には、次の手続きが必要です。

(労働基準法第32条、第35条)



② 36協定

- 時間外・休日労働を行わせる場合には、過半数労働組合等との書面による協定の締結と、労働基準監督署長への届出が必要です。

この場合、協定は、労働大臣の定める時間外労働の限度に関する基準（P.79参照）に適合したものとなるようにしなければなりません。なお、小学校入学までの子の養育又は要介護状態にある一定範囲の家族の介護を行う女性労働者（指揮命令者及び専門業務従事者を除く。）のうち希望者については、平成14年3月まで、労働大臣が通常の労働者よりも短い基準（激変緩和措置。P.81参照）を定めており、協定はこの基準にも適合したものとなるようにしなければなりません。

(労働基準法第36条、第133条)

時間外労働の限度に関する基準

(時間)

男女一般労働者の 限度時間（注1）	期 間	激 変 緩 和 措 置 対 象 労 働 者 の 限 度 時 間		
		工業的事業 ①	非工業的事業 ②	③
15	1 週 間	6（注2）	—	—
27	2 週 間	—	12	—
43	4 週 間	—	—	36
45	1 箇 月	—		
81	2 箇 月	—		
120	3 箇 月	—		
360	1 年 間	150		

① 製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業等

② 保健衛生業、接客娯楽業

③ 林業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、清掃・と畜業等

(注1) 対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者については、これらより短い限度時間が定められています。

(注2) 決算のために必要な業務については、2週間12時間とすることができます。

- 時間外・休日労働を実際に命じるためには、労働協約、就業規則、労働契約のいずれかにこれらの労働を行わせることがある旨の規定を定めておく必要があります。

2 割増賃金

③ 割増賃金

- 時間外労働に対しては、通常の賃金の2割5分以上、休日労働については、3割5分以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要です。

(労働基準法第37条)

3 母性保護

④ 妊娠婦の労働時間・休日労働の制限等

- 妊娠婦が請求した場合には、時間外・休日労働をさせてはなりません。
(労働基準法第66条第2項)
- 変形労働時間制(1か月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制、1週間単位の非定型的変形労働時間制)の適用を受けていても、妊娠婦が請求した場合には、1日8時間、1週40時間を超えて労働させることはできません。

(労働基準法第66条第1項)

⑤ 妊娠中・出産後の健康管理

- 女性労働者が母子保健法による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければなりません。

(男女雇用機会均等法第23条)

4 子の養育又は家族の介護等の事情に関する配慮

⑥ 勤務時間の短縮等の措置

- 1歳までの子を養育する労働者又は一定範囲の家族の介護を行う労働者のために、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

(育児・介護休業法第19条)

就業しつつ子を養育（要介護状態にある家族を介護）することを

容易にするための措置

- ・短時間勤務の制度
- ・フレックスタイム制
- ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ・所定外労働をさせない制度（育児の場合）
- ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与（育児の場合）
- ・労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準ずる制度（介護の場合）

- 小学校入学までの子の養育又は家族の介護を行う労働者のためにも、上記の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(育児・介護休業法第20条)

- 労働基準法の女性の時間外労働に関する規制が解消されたことを踏まえ時間外労働に関する制度を見直す場合においては、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置の一つである「所定外労働をさせない制度」を設ける必要性について検討するよう留意してください。

(事業主が講ずべき措置に関する指針第5の4)

※ 事業主が講ずべき措置に関する指針（平成7年労働省告示第108号）

【深夜業に関する留意点】

1 割増賃金

① 割増賃金

- 深夜労働に対しては、通常の賃金の2割5分以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要です。

なお、時間外労働が深夜時間帯に及んだ場合には5割（時間外労働2割5分＋深夜労働2割5分）以上、休日労働が深夜時間帯に及んだ場合には6割（休日労働3割5分＋深夜労働2割5分）以上の割増賃金の支払いが必要です。

（労働基準法第37条）

2 仮眠室、休養室等の整備

② 仮眠室等の整備

- 夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠することのできる機会があるときは、男性用と女性用に区別して、適当な睡眠又は仮眠の場所を設けなければなりません。

また、男性用と女性用に区別して便所及び休養室等を設けなければなりません。

（労働安全衛生法第23条、女性の就業環境指針2の(3)）

※ 女性の就業環境指針 = 深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針（平成10年労働省告示第21号）

3 健康診断等

③ 健康診断

- 深夜業を含む業務に常時従事させようとする労働者を雇い入れる際、又は深夜業への配置替えを行う際及び6月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければなりません。

また、健康診断の結果、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された場合には、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、深夜以外の時間帯における就業への転換、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

（労働安全衛生法第66条、第66条の3、女性の就業環境指針2の(4)）

④ 専属の産業医の選任

- 深夜業を含む業務に常時500人以上（通常は1,000人以上）の労働者を使用する場合には、専属の産業医を選任しなければなりません。

（労働安全衛生法第13条）

4 母性保護

⑤ 妊産婦の深夜業の制限

- 妊産婦が請求した場合には、深夜業をさせてはなりません。
(労働基準法第66条、女性の就業環境指針 2 の(4))

⑥ 妊産婦の危険有害業務の就業制限

- 妊産婦を、重量物の取扱業務、有害ガスの発散する場所における業務等の危険有害業務に就かせてはなりません。
(労働基準法第64条の 3)

⑦ 妊娠中の女性の軽易業務転換

- 妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務に転換しなければなりません。
(労働基準法第65条)

⑧ 妊娠中・出産後の健康管理

- 女性労働者が母子保健法による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようになるため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければなりません。
(男女雇用機会均等法第23条)

5 子の養育又は家族の介護等の事情に関する配慮

⑨ 深夜業の制限 (P. 46参照)

- 子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜業をさせてはなりません。

(育児・介護休業法第16条の 2、第16条の 3、女性の就業環境指針 2 の(2))

深夜業の制限を請求できるのは

小学校入学までの子の養育又は要介護状態にある一定範囲の家族の介護を行う労働者です。ただし、以下に該当する労働者は請求できません。

- 1 日々雇用される労働者
- 2 勤続1年未満の労働者
- 3 保育・介護ができる同居の家族がいる労働者

保育・介護ができる同居の家族とは、16歳以上であって

イ 深夜に就業していないこと（深夜の就業日数が1月について3日以下の者を含む。）

ロ 負傷、疾病又は心身の障害により請求に係る子又は家族を保育・介護することが困難でないこと

ハ 産前産後でないこと

のいずれにも該当する者をいいます。

- 4 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
- 5 所定労働時間の全部が深夜にある労働者

- あらかじめ、労働者の深夜業制限中における待遇（昼間勤務への転換の有無を含む。）に

関する事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるように配慮してください。

- 労働者の子の養育又は家族の介護の状況、労働者の勤務の状況等が様々であることに対応し、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮してください。
- 労働者が深夜業の制限を請求したこと又は深夜業の制限を受けたことを理由として、当該労働者に対する解雇その他の不利益な取扱いがあってはなりません。

(深夜業の制限指針)

※ 深夜業の制限指針 = 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第16条の2及び第16条の3の深夜業の制限に関する指針(平成10年労働省告示第23号)

⑩ 在職労働者の事情への配慮

- 雇用する女性労働者を新たに深夜業に従事させようとする場合には、子の養育又は家族の介護、健康等に関する事情を聴くこと等について配慮するよう努めてください。

(女性の就業環境指針2の(2))

6 通勤及び業務の遂行の際における安全の確保

⑪ 防犯面での安全の確保

- 送迎バスの運行、公共交通機関の運行時間に配慮した勤務時間の設定、従業員駐車場の防犯灯の整備、防犯ベルの貸与等を行うことにより、深夜業に従事する女性労働者の通勤の際における安全を確保するよう努めて下さい。

また、事業主は、防犯上の観点から、深夜業に従事する女性労働者が一人で作業をすることを避けるよう努めてください。

(女性の就業環境指針2の(1))

〔参考 2〕

女性の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消に対応する就業規則の改定例

現行の就業規則で時間外・休日労働、深夜業について男女別の定めをしているものは、平成11年4月以降改正均等法上問題となります。改定例を参考に男女同一の労働条件の枠組みとなるよう就業規則の見直しを行って下さい。

(現行)

(時間外及び休日労働)

- 第〇条 1 業務の都合により、所定労働時間を超え、又は所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、あらかじめ会社は従業員の代表と書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。
- 2 女性従業員（指揮命令者及び専門業務従事者を除く。）については、前項後段の規定により、時間外又は休日に労働させる場合においても、1週間について6時間（決算時における決算書類の作成等の業務に従事する者については2週間について12時間）、1年について150時間を超えないものとし、また、法定の休日に労働させることはない。

(深夜業)

- 第〇条 1 業務の都合により、深夜（午後10時から午前5時まで）に労働させることがある。
- 2 女性従業員（指揮命令者及び専門業務従事者を除く。）については、深夜に労働させることはない。

(改定後)

(時間外及び休日労働)

- 第〇条 1 業務の都合により、所定労働時間を超え、又は所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、あらかじめ会社は従業員の代表と書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。
- 2 小学校入学までの子の養育又は要介護状態にある家族の介護を行う女性労働者（指揮命令者及び専門業務従事者を除く。）のうち延長することができる時間を短くすることを申し出た者の法定の労働時間を超える労働については、前項後段の協定において別に定めるものとする。

（注） 2の措置の対象に男性を加えることも可能です。

(深夜業)

- 第〇条 業務の都合により、深夜（午後10時から午前5時まで）に労働させることがある。
- （注） 母性保護措置や深夜業の制限、労働者の健康への配慮に対応した規定を設ける必要があります。

36協定届例

時間外労働
休日労働
に関する協定届

事業の種類	事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社		〇〇市〇〇町1-2-3 (〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
① 下記②③のいずれにも該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる期間 1日を超えて一定の期間(起算日) 1か月(毎月1日) 1年(4月1日)	期間
	臨時の受注、納期変更	検査	10人	1日8時間	3時間	平成〇年4月1日から1年間
	月末の決済事務	経理	5人	同上	3時間	同上
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	同上	3時間	同上
③ 育児又は家族介護を行う女性労働者のうち延長することができる時間を短くすることを申し出た者	臨時の受注、納期変更	検査	2人	同上	2時間	同上
	月末の決済事務	経理	3人	同上	2時間	同上
	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	毎週土曜日・日曜	1か月に1日、8:30~17:30	平成〇年4月1日から1年間	

協定の成立年月日 平成〇年3月12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 職名 検査課主任 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

平成〇年3月15日

職名 代表取締役社長 使用者氏名 田中太郎

〇〇労働基準監督署長殿

※ この様式は、改正労働基準法施行規則第17条に基づく新しい様式です。

※ 「延長することができる時間」については、労働大臣の定める基準(P.38参照)の範囲内になるようにしてください。また、男女別の時間を設定しないようにしてください。

※ ③は労働基準法第133条に基づく激変緩和措置に対応した欄であり、このような女性について特例を設けることは均等法上も問題となりません。

※ 36協定の締結に際しては、女性の意見もよく聴くことが望まれます。

IV 改正育児・介護休業法のあらまし

育児又は家族介護を行う労働者の深夜業の制限 (平成11年4月1日から施行されます。)

労働基準法の女性の深夜業規制が解消されたことで、深夜に子を保育する者や家族を介護する者がいなくなる場合も生じうるため、このような場合への対応として、深夜業の制限の制度が新設されました。

(1) 事業主の義務、深夜業の制限の対象となる労働者 (第16条の2第1項及び第16条の3)

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下同じ。）又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、その子を養育するため又はその対象家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）において労働させてはなりません。

ただし、次のような労働者は請求できません。

- ① 当該事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者
- ② 深夜において常態としてその子の保育又はその対象家族の介護ができる同居の家族がいる労働者
- ③ その他請求できないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者

Q & A

Q 1	パート等で期間を定めて雇われている労働者も請求できるのでしょうか。
-----	-----------------------------------

(A) いわゆるパートタイマーやアルバイトの方についても、その名称ではなく、実際の雇用契約の内容で判断し、日々雇用される者や引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者等、制度が適用にならない場合に該当しない限り、深夜業の制限の権利が認められます。

また、期間を定めて雇われている場合でも、継続して雇用され、在籍期間が1年を超える場合については、深夜業の制限の権利が認められることとなります。

Q 2	「事業の正常な運営を妨げる場合」とは、具体的にどのような場合のことなのでしょうか。
-----	---

(A) 「事業の正常な運営を妨げる」か否かは、その労働者の所属する事業所を基準として、その労働者の担当する作業の内容、作業の繁閑、代行者の配置の難易等諸般の事情を考慮して客観的に判断することとなります。

また、事業主は労働者の請求が実現されるように、通常考えられる相当の努力をすべきものであり、業務遂行上不可欠な人員について、通常考えられる相当の努力をしたとしてもなお代替者が確保できない場合は、「事業の正常な運営を妨げる場合」に該当することとなります。

Q 3	所定外労働の延長として深夜に及ぶことになった場合にも、請求できるのでしょうか。
-----	---

(A) 請求できます。

Q 4	事業主は、深夜業の制限を受ける労働者を、昼間など他の時間の勤務にシフトさせなければならないのでしょうか。
-----	--

(A) 深夜業の制限の労働者の権利は、深夜に労働しないことを請求することであり、この結果、深夜に労働者が労働しなくなったとしても、事業主にその労働者を他の時間にシフトさせる義務が生じるものではありません。

また、深夜において労働しない労働者の処遇については、法律上は規定していませんが、事業主は、あらかじめ、労働者の深夜業制限中における待遇（昼間勤務への転換の有無を含む。）に関する事項を定めるとともに、労働者に周知させるための措置を講ずるように配慮してください。（深夜業の制限指針（P.91）参照）

Q 5	深夜業の制限を請求しても、職場で不利益な取扱いを受けることはありませんか。
-----	---------------------------------------

(A) 労働者が深夜業の制限を請求したこと又は深夜業の制限を受けたことを理由として、当該労働者に対する解雇その他の不利益な取扱いがあってはなりません。（深夜業の制限指針（P.91）参照）

Q 6	深夜業の制限以外に、時間外労働や休日労働についても制限する制度はないのでしょうか。
-----	---

(A) 事業主は、育児や家族の介護など家族的責任を有する労働者に時間外・休日労働をさせようとする場合には、これらの労働者の事情に十分配慮することが望まれます。

また、育児・介護休業法には、働きながら子を養育することを容易にするための措置の1つとして、所定外労働をさせない制度を設けることが事業主の義務又は努力義務として規定されています。

なお、事業主は、労働基準法の女性の時間外労働に関する規制が解消されたことを踏まえ時間外労働に関する制度を見直す場合においては、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置の1つである「所定外労働をさせない制度」を設ける必要性について検討するよう留意してください。（事業主が講ずべき措置に関する指針（P.88）参照）

さらに、平成10年の労働基準法の改正により、小学校入学までの子の養育又は要介護状態にある一定範囲の家族の介護を行う女性労働者のうち希望者（指揮命令者及び専門業務従事者を除く。）については、平成14年3月まで、通常の労働者の時間外労働の限度に関する基準よりも短い基準が定められており、36協定においてはこの基準を満たす必要があります（P.81参照）。

Q 7	「深夜において常態としてその子の保育又はその対象家族の介護ができる同居の家族」とは、具体的にどのような人のことなのでしょうか。
-----	---

(A) 具体的には、16歳以上の同居の家族であって、

- ① 深夜に就業していないこと（深夜における就業日数が1月について3日以下の場合を含みます。）
- ② 負傷、疾病等により子の保育又は対象家族の介護が困難な状態でないこと
- ③ 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定でなく、又は、産後8週間以内でないことのいずれにも該当する者をいいます。（育児・介護休業法施行規則（P.85）第31条の2、第31条の7参照）

Q 8	「請求できないとすることについて合理的な理由があると認められる労働者」とは、具体的にどのような人のことなのでしょうか。
-----	---

(A) 具体的には、次のいずれかの場合をいいます。（育児・介護休業法施行規則（P.85）第31条の3、第31条の8参照）

- ① 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
- ② 所定労働時間の全部が深夜にある労働者

Q 9	「要介護状態」とは、具体的にどのような状態のことなのでしょうか。 また、「対象家族」とは、具体的に家族のうちどこまでの範囲のことなのでしょうか。
-----	---

(A) 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。

また、「対象家族」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）及び配偶者の父母をいいます。

(2) 深夜業の制限の請求の方法 (第16条の2第2項及び第16条の3)

制限の請求は、1回につき、1月以上6月以内の期間について、開始の日及び終了の日を明らかにして、開始の日の1月前までにしなければなりません。
この請求は、何回もすることができます。

Q & A

Q 1	請求は、どのような手続きですればよいのでしょうか。
-----	---------------------------

(A) 請求は、次の事項を記載した書面を事業主に提出して行わなければなりません。

＜育児の場合＞（育児・介護休業法施行規則（P.85）第31条の4参照）

- ① 請求の年月日 ② 労働者の氏名
- ③ 制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日
- ④ 請求に係る子の氏名、生年月日、労働者との続柄（子が出生していない場合は、出産予定者の氏名、出産予定日及び労働者との続柄）
- ⑤ 請求に係る子が養子である場合における養子縁組の効力発生日
- ⑥ 深夜において常態として子を保育できる同居の家族がいないこと

＜介護の場合＞（育児・介護休業法施行規則（P.85）第31条の9参照）

- ① 請求の年月日 ② 労働者の氏名
- ③ 制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日
- ④ 請求に係る対象家族の氏名及び労働者との続柄
- ⑤ 請求に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、請求をする労働者が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実
- ⑥ 請求に係る対象家族が要介護状態にあること
- ⑦ 深夜において常態として対象家族を介護できる同居の家族がいないこと

Q 2	1回の請求は「1月以上6月以内の期間」とされていますが、週の特定の曜日や、深夜の特定の時間について深夜業をしないといった請求はできるのでしょうか。 また、請求は「制限開始予定日の1月前」までにすることとされていますが、1月前までに請求せず、例えば2週間前になってから請求した場合などは、どのような取り扱いになるのでしょうか。
-----	--

(A) 育児・介護休業法上は、労働者の請求については、請求の期間の深夜すべてを労働しない請求を規定しているとともに、制限開始予定日の1月前までの請求を規定していますが、個々の事業所において、労使の話し合いなどにより、ご質問のような請求でもよいとする制度を設けることや、ご質問のような請求を事業主が任意に認めることは、もちろん問題ありません。

事業主は、労働者の育児や介護の状況、勤務の状況等が様々であることに対応し、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮してください。（深夜業の制限指針（P.91）参照）

(3) 深夜業の制限の期間の終了 (第16条の2第3項から第5項及び第16条の3)

深夜業の制限の期間は、請求の際に終了日としていた日が到来した場合のほか、労働者の意思にかかわらず次の場合に終了します。

- ① 子の養育又は対象家族の介護をしないこととなった場合
- ② 育児の場合は、子が小学校就学の始期に達したとき
- ③ 深夜業の制限を受けている労働者について産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合

深夜業の制限の開始前に子の養育又は対象家族の介護をしないこととなった場合には、深夜業の制限の請求はされなかったことになります。

Q & A

Q 1

「子を養育又は家族の介護をしないこととなった場合」とは、具体的にどのような場合のことなのでしょうか。

(A) 具体的には、次の場合をいいます。

＜育児の場合＞ (育児・介護休業法施行規則 (P. 85) 第31条の5、第31条の6 参照)

- ① 子の死亡 ② 離縁、養子縁組の取消
- ③ 請求をした労働者と子が同居しないこととなったこと
- ④ 請求をした労働者が、負傷、疾病又は心身の障害により、子の養育ができない状態になったこと

＜介護の場合＞ (育児・介護休業法施行規則 (P. 85) 第31条の10、第31条の11参照)

- ① 対象家族の死亡 ② 請求をした労働者と対象家族との親族関係の消滅
- ③ 請求をした労働者が、負傷、疾病又は心身の障害により、対象家族の介護ができない状態になったこと

(4) 公務員に関する特例 (第52条第7項から第9項まで)

育児・介護休業法により、国営企業に勤務する国家公務員及び地方公務員についても、その任命権者の承認を受けて、育児や家族の介護を行うため、深夜業の制限を請求することができます。

Q & A

Q 1	公務員の請求の手続き等は、どのように定められるのでしょうか。
-----	--------------------------------

(A) 一般職の現業国家公務員及び一般職の現業地方公務員の勤務条件に関しては、労使交渉で決定することを基本としつつ、民間の労働条件の最低基準を適用することが通例であるため、介護休業制度の場合と同じく、第52条第7項から第9項までを労使交渉事項の最低基準として、労使交渉において定めることとなります。

また、一般職の非現業地方公務員の勤務条件に関しては、条例で定めることを基本としつつ、民間の労働条件の最低基準を適用することが通例であるため、介護休業制度の場合と同じく、第52条第9項を条例で定める事項の最低基準として、条例において定めることとなります。

〔参考資料〕

1 改正前の男女雇用機会均等法及び改正後の男女雇用機会均等法対比表

改正前の男女雇用機会均等法	改正後（平成11年4月1日）の男女雇用機会均等法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律 目次 第1章 総則（第1条―第6条） 第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進 第1節 事業主の講ずる措置等（第7条―第15条） 第2節 機会均等調停委員会（第16条―第21条） 第3章 女子労働者の就業に関する援助の措置等（第22条―第31条） 第4章 雑則（第32条―第35条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するとともに、女子労働者について、職業能力の開発及び向上並びに職業生活と家庭生活との調和を図る等の措置を推進し、もって女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とする。 （基本的理念） 第2条 女子労働者は経済及び社会の発展に寄与する者であり、かつ、家庭の一員として次代を担う者の生育について重要な役割を有する者であることにかんがみ、この法律の規定による女子労働者の福祉の増進は、女子労働者が母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図ることができるようにすることをその本旨とする。	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 目次 第1章 総則（第1条―第4条） 第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 第1節 女性労働者に対する差別の禁止等（第5条―第13条） 第2節 機会均等調停委員会（第14条―第19条） 第3節 事業主の講ずる措置に対する国の援助（第20条） 第3章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置（第21条―第23条） 第4章 雑則（第24条―第28条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。 （基本的理念） 第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。 2. 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、女性労働者の職業生活の充実を図

第3条 女子労働者は、労働に従事する者としての自覚の下に、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、これを職業生活において発揮するように努めなければならない。

(関係者の責務)

第4条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前2条に規定する基本的理念に従つて、女子労働者の福祉を増進するように努めなければならない。

(啓発活動)

第5条 国及び地方公共団体は、女子労働者の福祉について国民の関心と理解を深め、かつ、女子労働者の労働に従事する者としての意識を高めるとともに、特に、女子労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(女子労働者福祉対策基本方針)

第6条 労働大臣は、女子労働者の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「女子労働者福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 女子労働者福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 女子労働者の職業生活及び家庭生活の動向に関する事項
- 二 女子労働者の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 女子労働者福祉対策基本方針は、女子労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、女子労働者福祉対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 労働大臣は、女子労働者福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、女子労働者福祉対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第1節 事業主の講ずる措置等

られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 女性労働者の職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、女性労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

第1節 女性労働者に対する差別の禁止等

(募集及び採用)

第7条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならない。

(配置及び昇進)

第8条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない。

(教育訓練)

第9条 事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(福利厚生)

第10条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第11条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(指針)

第12条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があると認めるときは、第7条及び第8条に定める事項に関し、事業主が講ずるように努めるべき措置についての指針(次項において「指針」という。)を定めることができ

(募集及び採用)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない。

(配置、昇進及び教育訓練)

第6条 事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(福利厚生)

第7条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第8条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第9条 第5条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(指針)

第10条 労働大臣は、第5条及び第6条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

る。

- 2 第6条第3項から第5項までの規定は指針の策定について、同条第4項及び第5項の規定は指針の変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（苦情の自主的解決）

第13条 事業主は、第8条から第11条までの規定に定める事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の援助）

第14条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（調停の委任）

第15条 都道府県婦人少年室長は、前条に規定する紛争（第7条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるとき（関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。）は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

第2節 機会均等調停委員会

（設置）

第16条 都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前条の調停（以下この節において「調停」

- 2 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（苦情の自主的解決）

第11条 事業主は、第6条から第8条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の援助）

第12条 都道府県女性少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（調停の委任）

第13条 都道府県女性少年室長は、前条第1項に規定する紛争（第5条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

第2節 機会均等調停委員会

（設置）

第14条 都道府県女性少年室に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前条第1項の調停（以下この節において「調

という。)を行う機関とする。

(組織)

第17条 委員会は、委員3人をもつて組織する。

(第2項 略)

(調停)

第18条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第19条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第20条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(労働省令への委任)

第21条 この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第3章 女子労働者の就業に関する援助の措置等

停」という。)を行う機関とする。

(組織)

第15条 委員会は、委員3人をもつて組織する。

(第2項 略)

(調停)

第16条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県女性少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第17条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第18条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(労働省令への委任)

第19条 この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第3節 事業主の講ずる措置に対する国の援助

第20条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する女性労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備

第3章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置 (職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

第21条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者

(職業指導等)

第22条 職業安定機関は、女子労働者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、女子労働者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づく適切な職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(職業能力の開発及び向上の促進)

第23条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、女子労働者が職業能力の開発及び向上を図ることを促進し、かつ、女子労働者に対しその機会が均等に確保されるようにするため、女子労働者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うとともに、職業訓練施設の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第24条及び第25条 削除

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置)

第26条 事業主は、その雇用する女子労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

第27条 事業主は、その雇用する女子労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第22条 事業主は、労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第23条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

第28条 削除

(相談、講習等)

第29条 国及び地方公共団体は、女子労働者に対して、労働に従事する者としての教養の向上、職業生活と家庭生活との調和の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるように努めなければならない。

第30条及び第31条 削除

第4章 雑則

(調査等)

第32条 労働大臣は、女子労働者の職業生活及び家庭生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

(第2項及び第3項 略)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第33条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

(船員に関する特例)

第34条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)

第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第6条第1項並びに同条第4項及び第5項(同条第6項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、第12条第1項並びに前2条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第6条第4項(同条第6項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)中「政令で定める審議会」とあるのは「船員

る。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(調査等)

第24条 労働大臣は、女性労働者の職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

(前2項及び第3項 略)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第25条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県女性少年室長に委任することができる。

(公表)

第26条 労働大臣は、第5条から第8条までの規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第27条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)

第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第4条第1項並びに同条第4項及び第5項(同条第6項、第10条第2項、第21条第3項及び第23条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第21条第2項、第23条第2項並びに前3条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第4条第4項(同条第6項、第10条第2項、第21条

中央労働委員会」と、第9条、第10条、第14条及び前条第2項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第11条第3項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和22年法律第100号）第87条第1項若しくは第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第14条、第15条及び前条第2項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」と、第15条中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第15条の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、第2章第2節の規定は、適用しない。

（第3項 略）

- 4 第19条から第21条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第19条及び第20条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、第21条中「この節」とあるのは「第34条第3項」と、「委員会」とあるのは「合議体」と、「労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第35条 第2章及び第33条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関して、適用しない。

第3項及び第23条第3項において準用する場合を含む。）中「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第7条、第12条第1項、第22条及び第25条第2項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第8条第3項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和22年法律第100号）第87条第1項若しくは第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第12条第1項、第13条第1項及び第25条第2項中「都道府県女性少年室長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」と、第13条第1項中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第13条第1項の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、第2章第2節の規定は、適用しない。

（第3項 略）

- 4 第17条から第19条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第17条及び第18条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、第19条中「この節」とあるのは「第27条第3項」と、「委員会」とあるのは「合議体」と、「労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第28条 第2章、第25条及び第26条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第3章の規定は、一般職の国家公務員（国営企業労働関係法（昭和23年法律第257号）第2条第2号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則

(平成11年4月1日施行)
(一部平成10年4月1日施行)

(福利厚生)

第1条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「法」という。）第7条の労働省令で定める福利厚生措置は、次のとおりとする。

- 一 生活資金、教育資金その他労働者の福祉の増進のために行われる資金の貸付け
- 二 労働者の福祉の増進のために定期的に行われる金銭の給付
- 三 労働者の資産形成のために行われる金銭の給付
- 四 住宅の貸与

(紛争の解決の援助)

第2条 法第12条の労働省令で定める事業主の措置は、次のとおりとする。

- 一 法第5条、第6条及び第8条に定める事項に関する措置
 - 二 法第7条の規定により差別的取扱いをしてはならないこととされた福利厚生措置に関する措置
- (委員会の名称)

第3条 機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）の名称は、その置かれる都道府県女性少年室の所在する都道府県の名を冠する。

(委員会の組織)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行うものとする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員2人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、調停案を作成する場合を除き、委員の過半数をもって決する。
- 4 委員会の会議は、公開しない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、その置かれる都道府県女性少年室において処理する。

(調停の申請)

第8条 法第13条の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書を当該調停に係る紛争の関係当事者（女性労働者及び事業主をいう。以下同じ。）である女性労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県女性少年室の長に提出しなければならない。

(調停開始の決定)

第9条 都道府県女性少年室長は、委員会に調停を行わせることとしたときは、遅滞なく、その旨を会長に通知するものとする。

- 2 都道府県女性少年室長は、委員会に調停を行わせることとしたときは関係当事者の双方に対して、調停を行わせないこととしたときは調停を申請した関係当事者に対して、遅滞なく、その旨を書面によつて通知するものとする。

(関係当事者からの事情聴取等)

第10条 委員会は、当該事件の事実の調査のために必要があると認めるときは、関係当事者（法人である場合には、委員会が指定する者）の出頭を求めることができる。

- 2 前項の規定により出頭を求められた者は、委員会に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は、会長の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。
- 3 補佐人は、会長の許可を得て陳述を行うことができる。
- 4 関係当事者及び第1項の規定により委員会が指定をした者は、会長の許可を得て当該事件について意見を述べるることができる。この場合において、これらの者は、会長の許可を得て他人に代理させることができる。
- 5 前項の規定により他人に代理させることについて会長の許可を得ようとする者は、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、会長に提出しなければならない。

(文書等の提出)

第11条 委員会は、当該事件の事実の調査のために必要があると認めるときは、関係当事者に対し、当該事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

(事実の調査等)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、当該事件の事実の調査を特定の委員又はその他の者に委嘱することができる。

(関係労使を代表する者の指名)

第13条 委員会は、法第16条の規定により意見を聴く必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県女性少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

- 2 前項の求めがあつた場合には、当該労働者団体又は事業主団体は、当該事件につき意見を述べる者の氏名及び住所を委員会に通知するものとする。

(調停案の受諾の勧告)

第14条 調停案の作成は、全委員の一致をもつて行うものとする。

- 2 委員会は、調停案の受諾を勧告する場合には、関係当事者の双方に対し、受諾すべき期限を定めて行うものとする。
- 3 関係当事者は、調停案を受諾したときは、その旨を記載し、記名押印した書面を委員会に提出しなければならない。

(調停の打ち切り)

第15条 委員会は、調停を継続することが適当でないとき、調停を打ち切ることができる。

- 2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つた場合には、理由を付して、その旨を関係当事者の双方に通知するものとする。

(法第22条の措置)

第16条 事業主は、次に定めるところにより、その雇用する女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

- 一 当該女性労働者が妊娠中である場合にあつては、次の表の左欄に掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間以内ごとに1回、当該必要な時間を確保することができるようにすること。ただし、医師又は助産婦がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、当該必要な時間を確保することができるようにすること。

妊娠週数	期間
妊娠23週まで	4 週
妊娠24週から35週まで	2 週
妊娠36週から出産まで	1 週

二 当該女性労働者が出産後1年以内である場合にあつては、医師又は助産婦が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、当該必要な時間を確保することができるようにすること。

(深夜業に従事する女性労働者に対する措置)

第17条 事業主は、女性労働者の職業生活の充実を図るため、当分の間、女性労働者を深夜業に従事させる場合には、通勤及び業務の遂行の際における当該女性労働者の安全の確保に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(権限の委任)

第18条 法第25条第1項に規定する労働大臣の権限は、労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業場の所在地を管轄する都道府県女性少年室の長が行うものとする。

3 募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針

(平成11年4月1日適用)

1 はじめに

この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「法」という。）第5条及び第6条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、労働者の募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について禁止される措置として具体的に明らかにする必要があると認められるものについて定めたものである。

2 法第5条に違反する措置

募集及び採用に関し、雇用管理区分（職種、資格、雇用形態、就業形態等の区分その他の労働者についての区分であって当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる措置を講ずること。

イ 募集又は採用に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性を排除すること。
（排除していると認められる例）

- ① 一定の職種について募集又は採用の対象を男性のみとすること。
- ② いわゆる総合職について募集又は採用の対象を男性のみとすること。
- ③ 大学卒業者等一定の応募資格を定めて募集し、又は採用する場合において、その対象を男性のみとすること。
- ④ 常時雇用する労働者を募集し、又は採用する場合において、その対象を男性のみとすること。
- ⑤ 募集又は採用に当たって、男性を表す職種の名称を用いること（女性を排除しないことが明らかである場合を除く。）。
- ⑥ 募集又は採用に当たって、「男性歓迎」、「男性向きの職種」等の表示を行うこと。
- ⑦ 女性を募集の対象としているにもかかわらず、応募の受付等の対象を男性のみとすること。
- ⑧ 女性を採用しないという方針のもとに、採用決定に当たって女性を排除すること。

ロ 募集又は採用に当たって、男女をともに募集又は採用の対象としているにもかかわらず、女性又は男性についての募集又は採用する人数を設定すること。

（人数を設定していると認められる例）

- ① 男女別の採用予定人数を明示して、募集すること。
- ② 男性について採用する最低の人数を設定して募集すること。
- ③ 男性の選考を終了した後で女性を選考すること。

ハ 募集又は採用に当たり、年齢、婚姻の有無、通勤の状況その他の条件を付す場合において、女性に対して男性と異なる条件を付すこと。

（異なる条件を付していると認められる例）

- ① 応募することができる年齢の上限を設けて募集し、又は採用する場合において、女性が応募することができる年齢を男性に比して低く設定すること。
- ② 女性についてのみ、未婚者であることを条件とすること。
- ③ 女性についてのみ、自宅から通勤することを条件とすること。
- ④ 大学等の卒業者を募集し、又は採用する場合において、女性についてのみ、大学等の入学時の年齢が一定の年齢以下であること又は大学等に在学した年数が一定の年数以下であることを条件とすること。

- ⑤ 「女性は未婚者優先」、「女性は自宅通勤者優先」等の一定の事情にある女性について異なる取扱いをする旨の表示を行うこと。

ニ 求人の内容の説明等募集又は採用に係る情報の提供について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 会社の概要等に関する資料を送付する対象を男性のみとし、又は女性に送付する時期を男性より遅くすること。
- ② 男性に送付する会社の概要等に関する資料の内容を、女性に送付する資料の内容と比較して詳細なものとする。
- ③ 求人内容等に関する説明会を実施するに当たって、その対象を男性のみとし、又は女性を対象とする説明会を実施する時期を男性より遅くすること。

ホ 採用試験等について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 女性についてのみ採用試験を実施すること。
- ② 男女について実施する採用試験のほか、女性についてのみ別の採用試験を実施すること。
- ③ 面接に際して、一定の事項について女性に対してのみに質問すること。
- ④ 採用試験の合格基準を、女性について男性と異なるものとする。
- ⑤ 採用選考に当たって、採用の基準を満たす者の中から女性より男性を優先して採用すること。

ヘ 募集又は採用に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性のみとすること。

(女性のみとしていると認められる例)

- ① 一定の職種について募集又は採用の対象を女性のみとすること。
- ② いわゆる一般職について募集又は採用の対象を女性のみとすること。
- ③ 高校卒業者等一定の応募資格を定めて募集し、又は採用する場合において、その対象を女性のみとすること。
- ④ 短時間労働者又は期間を定めて雇用される労働者を募集し、又は採用する場合において、その対象を女性のみとすること。
- ⑤ 募集又は採用に当たって、女性を表す職種の名称を用いること(女性のみとしないことが明らかである場合を除く。)
- ⑥ 募集又は採用に当たって、「女性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示を行うこと。

3 法第6条に違反する措置

(1) 配置

配置に関し、一の雇用管理区分において、次に掲げる措置を講ずること。

イ 一定の職務への配置に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性労働者を排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 営業の職務への配置に当たって、その対象を男性労働者のみとすること。
- ② 基幹的な業務を内容とする職務への配置に当たって、その対象を男性労働者のみとすること。
- ③ 海外で勤務する職務への配置に当たって、その対象を男性労働者のみとすること。

ロ 一定の職務への配置に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象から排除すること。

(排除していると認められる例)

- ① 女性労働者についてのみ、婚姻を理由として、研究の職務への配置の対象から排除すること。
- ② 女性労働者についてのみ、子を有していることを理由として、本社勤務から排除すること。

ハ 一定の職務への配置に当たり一定の資格を有することその他の条件を付す場合において、女性

労働者に対して男性労働者と異なる条件を付すこと。

(異なる条件を付していると認められる例)

① 男性労働者については一定数の支店の勤務を経た場合に配置するが、女性労働者については当該一定数を上回る数の支店の勤務を経なければ配置しないこととすること。

② 女性労働者についてのみ、一定の国家資格の取得や研修の実績を条件とすること。

ニ 一定の職務への配置に当たりその資格について試験を実施する場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

① 一定の職務への配置の資格についての試験の受験資格を、女性労働者に対して与えないこと。

② 一定の職務への配置の資格についての試験の合格基準を、女性労働者について男性労働者と異なるものとする。

③ 一定の職務への配置の資格についての試験の受験を男性労働者のみに奨励すること。

ホ 一定の職務への配置に当たり、配置の基準を満たす労働者の中からその職務に配置する労働者を選考する場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

ハ 一定の職務への配置に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性労働者のみとすること。

(女性労働者のみとしていると認められる例)

① 秘書、受付等の職務への配置に当たって、その対象を女性労働者のみとすること。

② 補助的な業務を内容とする職務への配置に当たって、その対象を女性労働者のみとすること。

ト 一定の職務への配置に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象とすること。

チ 女性であることを理由として、女性労働者についてのみ、不利益な配置転換をすること。

(不利益な配置転換をしていると認められる例)

女性労働者のみを、合理化のための出向の対象とすること。

リ 婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、不利益な配置転換をすること。

(不利益な配置転換をしていると認められる例)

① 女性労働者についてのみ、婚姻又は子を有していることを理由として、通勤不便な事業場に配置転換をすること。

② 一定の年齢以上の女性労働者のみを、合理化のための出向の対象とすること。

(2) 昇進

昇進に関し、一の雇用管理区分において、次に掲げる措置を講ずること。

イ 一定の役職への昇進に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性労働者を排除すること。

(排除していると認められる例)

① 女性労働者に対して、役職への昇進の機会を与えないこと。

② 女性労働者については、一定の役職までしか昇進できないこととすること。

ロ 一定の役職への昇進に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象から排除すること。

(排除していると認められる例)

① 女性労働者についてのみ、婚姻を理由として、昇格できないこととすること。

② 女性労働者についてのみ、子を有していることを理由として、一定の水準までしか昇格できないこととすること。

ハ 一定の役職への昇進に当たり、出勤率、勤続年数その他の条件を付す場合において、女性労働

者に対して男性労働者と異なる条件を付すこと。

(異なる条件を付していると認められる例)

- ① 男性労働者については一定の勤続年数を経た場合に昇進させるが、女性労働者については当該一定の勤続年数を超える年数を経なければ昇進できないこととする。
- ② 男性労働者については出勤率が一定の率以上である場合に昇格させるが、女性労働者については出勤率が当該一定の率以上であることに加えて一定の勤続年数を経なければ昇格できないこととする。
- ③ 男性労働者については婚姻の有無にかかわらず一定の年齢に達している場合に昇格させるが、女性労働者については既婚者である場合には当該一定の年齢に達した後一定の年数を経なければ昇格できないこととする。
- ④ 女性労働者についてのみ、一定の役職を経たことを条件とすること。

ニ 一定の役職への昇進のための試験を実施する場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 一定の役職に昇進するための試験の受験資格を、女性労働者に対して与えないこと。
- ② 一定の役職に昇進するための試験の受験資格を、男性労働者には一定の勤続年数を経た場合に与えるが、女性労働者には当該一定の勤続年数を超える年数を経なければ与えないこと。
- ③ 一定の役職に昇進するための試験の受験資格を、男性労働者には婚姻の有無にかかわらず一定の勤続年数を経た場合に与えるが、女性労働者には既婚者である場合には当該一定の勤続年数を経たことに加えて上司の推薦がなければ与えないこと。
- ④ 男性労働者についてのみ一定の役職に昇進するための試験の一部を免除すること。
- ⑤ 一定の役職に昇進するための試験の合格基準を、女性労働者について男性労働者と異なるものとする。
- ⑥ 一定の役職に昇進するための試験の受験を男性労働者のみに奨励すること。

ホ 一定の役職への昇進に当たり、昇進の基準を満たす労働者の中から昇進させる労働者を選考する場合において、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

ヘ 一定の役職への昇進に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性労働者のみとすること。

ト 一定の役職への昇進に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象とすること。

(3) 教育訓練

教育訓練に関し、一の雇用管理区分において、次に掲げる措置を講ずること。

イ 教育訓練に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性労働者を排除すること。
(排除していると認められる例)

- ① 一定の職務に従事する者を対象とする教育訓練を行うに当たって、その対象を男性労働者のみとすること。
- ② 工場実習を行うに当たって、その対象を男性労働者のみとすること。
- ③ 海外での留学による研修の対象を男性労働者のみとすること。

ロ 教育訓練に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象から排除すること。

(排除していると認められる例)

女性労働者についてのみ、一定の年齢に達したことを理由として、将来従事する可能性のある職務に必要な知識を身につけるための教育訓練の対象から排除すること。

ハ 教育訓練の実施に当たり勤続年数その他の条件を付す場合において、女性労働者に対して男性

労働者と異なる条件を付すこと。

(異なる条件を付していると認められる例)

- ① 男性労働者については一定の勤続年数を経た場合に教育訓練の対象とするが、女性労働者については当該一定の勤続年数を超える年数を経なければ教育訓練の対象としないこととする。
- ② 女性労働者についてのみ上司の推薦を条件とすること。
- ③ 男性労働者については全員を教育訓練の対象とするが、女性労働者については希望者のみを対象とすること。

ニ 教育訓練の実施について、女性労働者に対して男性労働者と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると認められる例)

- ① 女性労働者の教育訓練の期間を男性労働者と異なるものとする。
- ② 女性労働者の教育訓練の課程を男性労働者と異なるものとする。

ホ 教育訓練に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性労働者のみとすること。

(女性労働者のみとしていると認められる例)

- ① 一定の職務に従事する者を対象とする教育訓練を行うに当たって、その対象を女性労働者のみとすること。
- ② 接遇訓練を行うに当たって、その対象を女性労働者のみとすること。

ヘ 教育訓練に当たって、婚姻したこと、一定の年齢に達したこと、子を有していること等を理由として、女性労働者についてのみ、その対象とすること。

4 女性労働者に係る措置に関する特例

法第9条は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置は違法でないことを定めている。この場合、支障となっている事情とは、固定的な男女の役割分担意識を根ざす企業の制度や慣行に基づき、雇用の場において男女労働者の間に事実上格差が生じていることをいうものであり、支障となっている事情の存否は、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない状況にあるか否かにより判断するものとすることが適当である。このことから、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない雇用管理区分等において事業主が次に掲げる措置を講ずることは、2及び3にかかわらず、違法でない。

(1) 募集及び採用

女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない雇用管理区分における募集又は採用に当たって、当該募集又は採用に係る情報の提供について女性に有利な取扱いをすること、当該採用の基準を満たす者の中から男性より女性を優先して採用することその他男性と比較して女性に有利な取扱いをすること。

(2) 配置

一の雇用管理区分における女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない職務に新たに労働者を配置する場合に、当該配置の資格についての試験の受験を女性労働者のみに奨励すること、当該配置の基準を満たす労働者の中から男性労働者より女性労働者を優先して配置することその他男性労働者と比較して女性労働者に有利な取扱いをすること。

(3) 昇進

一の雇用管理区分における女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない役職への昇進に当たって、当該昇進のための試験の受験を女性労働者のみに奨励すること、当該昇進の基準を満たす労働者の中から男性労働者より女性労働者を優先して昇進させることその他男性労働者と比較して女性労働者に有利な取扱いをすること。

(4) 教育訓練

一の雇用管理区分における女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない職務又は役職に従

事するに当たって必要とされる能力を付与する教育訓練に当たって、その対象を女性労働者のみとすること、女性労働者に有利な条件を付すことその他男性労働者と比較して女性労働者に有利な取扱いをすること。

5 適用除外

次のいずれかに該当する場合については、この指針を適用しない。

(1) 次に掲げる職業に従事する労働者に係る場合

- ① 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男性又は女性のいずれか一方の性に従事させることが必要である職業
- ② 守衛、警備員等防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職業
- ③ ①及び②に掲げる職業のほか、宗教上、風紀上、スポーツにおける競技の性質上その他の業務の性質上男性又は女性のいずれか一方の性に従事させることについてこれらの職業と同程度の必要性があると認められる職業

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第61条第1項、第64条の2又は第64条の3第2項の規定により女性の労働が制限され、又は禁止されていることから、通常の業務を遂行するために、女性に対して男性と均等な機会を与えること又は女性労働者に対して男性労働者と均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合

(3) 風俗、風習等の相違により女性が能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合その他特別の事情により女性に対して男性と均等な機会を与えること又は女性労働者に対して男性労働者と均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合

4 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に 関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針

(平成11年4月1日適用)

1 はじめに

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るためには、職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること（以下「職場におけるセクシュアルハラスメント」という。）がないようにすることが必要である。

しかしながら、現状では、職場におけるセクシュアルハラスメントの内容についての事業主や労働者の理解が十分ではなく、また、その防止のための措置を講じている事業主が少ない状況にある。また、職場におけるセクシュアルハラスメントに係る状況等が多様であることから、事業主が職場におけるセクシュアルハラスメントが生じないよう雇用管理上配慮をするに当たっては、その状況等に応じて最も適切な措置を講ずることが重要である。

この指針は、こうしたことを踏まえ、職場におけるセクシュアルハラスメントの内容を示すとともに、事業主が雇用管理上配慮すべき事項を定めるものである。

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

- (1) 職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの（以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。）と、当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの（以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。）がある。
- (2) 「職場」とは、事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指し、当該労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、当該労働者が業務を遂行する場所については、「職場」に含まれる。例えば、取引先の事務所、取引先と打合せをするための飲食店、顧客の自宅等であっても、当該労働者が業務を遂行する場所であればこれに該当する。
- (3) 「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる。
- (4) 「対価型セクシュアルハラスメント」とは、職場において行われる女性労働者の意に反する性的な言動に対する女性労働者の対応により、当該女性労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けることであって、その状況は多様であるが、典型的な例として、次のようなものがある。
 - ① 事務所内において事業主が女性労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、当該女性労働者を解雇すること。
 - ② 出張中の車中において上司が女性労働者の腰、胸等に触ったが、抵抗されたため、当該女性労働者について不利益な配置転換をすること。
 - ③ 営業所内において事業主が日頃から女性労働者に係る性的な事柄について公然と発言していたが、抗議されたため、当該女性労働者を降格すること。
- (5) 「環境型セクシュアルハラスメント」とは、職場において行われる女性労働者の意に反する性的な言動により女性労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該女性労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることであって、その状況は多様であるが、典型的な例として、次のようなものがある。

- ① 事務所内において事業主が女性労働者の腰、胸等に度々触ったため、当該女性労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること。
- ② 同僚が取引先において女性労働者に係る性的な内容の情報を意図的かつ継続的に流布したため、当該女性労働者が苦痛に感じて仕事が手につかないこと。
- ③ 女性労働者が抗議をしているにもかかわらず、事務所内にヌードポスターを掲示しているため、当該女性労働者が苦痛に感じて業務に専念できないこと。

3 雇用管理上配慮すべき事項

職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主は、雇用管理上次の事項について配慮をしなければならない。

(1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を明確化し、労働者に対してその方針の周知・啓発をすることについて配慮をしなければならない。

(事業主の方針の明確化及びその周知・啓発について配慮をしていると認められる例)

- ① 社内報、パンフレット等広報又は啓発のための資料等に職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事項を記載し、配布すること。
- ② 服務上の規律を定めた文書に職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事項を記載し、配布又は掲示すること。
- ③ 就業規則に職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事項を規定すること。
- ④ 労働者に対して職場におけるセクシュアルハラスメントに関する意識を啓発するための研修、講習等を実施すること。

なお、周知・啓発をするに当たっては、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止の効果を高めるため、その発生の原因や背景について労働者の理解を深めることが重要である。

(2) 相談・苦情への対応

事業主は、相談・苦情への対応のための窓口を明確にすることについて配慮をしなければならない。また、事業主は、相談・苦情に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応することについて配慮をしなければならない。

(相談・苦情への対応のための窓口を明確にすることについて配慮をしていると認められる例)

- ① 相談・苦情に対応する担当者をあらかじめ定めておくこと。
- ② 苦情処理制度を設けること。

(相談・苦情に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応することについて配慮をしていると認められる例)

- ① 相談・苦情を受けた場合、人事部門との連携等により円滑な対応を図ること。
- ② 相談・苦情を受けた場合、あらかじめ作成したマニュアルに基づき対応すること。

なお、事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、相談・苦情に対応することが必要である。

(3) 職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた場合における事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた場合において、その事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認することについて配慮をしなければならない。また、事業主は、その事案に適正に対処することについて配慮をしなければならない。

(事実関係を迅速かつ正確に確認することについて配慮をしていると認められる例)

- ① 相談・苦情に対応する担当者が事実関係の確認を行うこと。
- ② 人事部門が直接事実関係の確認を行うこと。
- ③ 相談・苦情に対応する担当者と連携を図りつつ、専門の委員会が事実関係の確認を行うこと。

(事案に適正に対処することについて配慮をしていると認められる例)

- ① 事案の内容や状況に応じ、配置転換等の雇用管理上の措置を講ずること。
- ② 就業規則に基づく措置を講ずること。

4 その他

- (1) 事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントに係る女性労働者等の情報が当該女性労働者等のプライバシーに属するものであることから、その保護に特に留意するとともに、その旨を女性労働者等に対して周知する必要がある。
- (2) 事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントに関して、女性労働者が相談をし、又は苦情を申し出たこと等を理由として、当該女性労働者が不利益な取扱いを受けないよう特に留意するとともに、その旨を女性労働者に対して周知する必要がある。

5 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針

(平成10年4月1日適用)

1 はじめに

この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律第27条第2項（注：改正男女雇用機会均等法第23条第2項）の事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

2 事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置

(1) 妊娠中の通勤緩和について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産婦（以下「医師等」という。）により通勤緩和の指導を受けた旨の申出があった場合には、時差通勤、勤務時間の短縮等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から通勤緩和の申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(2) 妊娠中の休憩に関する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、当該女性労働者の作業等が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等により休憩に関する措置についての指導を受けた旨の申出があった場合には、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から休憩に関する措置についての申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中又は出産後の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、医師等によりその症状等に関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、通勤時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

3 その他

(1) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用について

事業主がその雇用する妊娠中及び出産後の女性労働者に対し、母性健康管理上必要な措置を適切に講ずるためには、当該女性労働者に係る指導事項の内容が当該事業主に的確に伝達され、かつ、講ずべき措置の内容が明確にされることが重要である。

このため、事業主は、母性健康管理指導事項連絡カード（別記様式）の利用に努めるものとする。

(2) プライバシーの保護について

事業主は、個々の妊娠中及び出産後の女性労働者の症状等に関する情報が、個人のプライバシーに属するものであることから、その保護に特に留意する必要がある。

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

事業主殿

医療機関等名

医師等氏名

印

下記1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年 月 日
----	--	------	---	-------	-------

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等		指導項目	標 準 措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊婦 ^{おそ} 悪阻			休業（入院加療）
妊婦貧血	Hb 9 g／dl 以上 11 g／dl 未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb 9 g／dl 未満		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延		軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）			休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）			休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠中毒症	浮 ^ふ 腫 ^{しゅ}	軽症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	たん ^{たん} 蛋白尿	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	高血圧	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）		軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（自宅療養又は入院加療）

(裏)

症 状 等			指導項目	標 準 措 置
妊娠中にかかりやすい病気	静脈瘤 ^{りゅう}	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩
	痔 ^じ	症状が著しい場合		
	腰痛症	症状が著しい場合		長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	ぼうこう 膀胱炎		軽症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
重症			休業（入院加療）	
多胎妊娠（ 胎）				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後回復不全		軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3 上記2の措置が必要な期間(当面の予定期間に○を付けてください。)

1 週間 (月 日 ～ 月 日)	
2 週間 (月 日 ～ 月 日)	
4 週間 (月 日 ～ 月 日)	
その他 ()	

4 その他の指導事項(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

〔記入上の注意〕

- (1) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入ください。
- (2) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

事業主 殿	所 属
	氏 名
	印

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

6 深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針

(平成11年4月1日適用)

1 趣旨

この指針は、女性労働者の職業生活の充実を図るために、深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関し、事業主が講ずべき措置について定めたものである。

2 深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備

事業主は、その雇用する女性労働者を深夜業に従事させる場合には、その女性労働者の就業環境等の整備に関し、特に次の点について適切な措置を講ずるべきである。

(1) 通勤及び業務の遂行の際における安全の確保

事業主は、送迎バスの運行、公共交通機関の運行時間に配慮した勤務時間の設定、従業員駐車場の防犯灯の整備、防犯ベルの貸与等を行うことにより、深夜業に従事する女性労働者の通勤の際における安全を確保するよう努めるものとする。

また、事業主は、防犯上の観点から、深夜業に従事する女性労働者が一人で作業をすることを避けるよう努めるものとする。

(2) 子の養育又は家族の介護等の事情に関する配慮

事業主は、その雇用する女性労働者を新たに深夜業に従事させようとする場合には、子の養育又は家族の介護、健康等に関する事情を聴くこと等について配慮を行うよう努めるものとする。

なお、事業主は、子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の労働者が請求した場合には、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の定めるところにより、深夜業をさせてはならないこと。

(3) 仮眠室、休養室等の整備

事業主は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき又は労働者が就業の途中に仮眠することのできる機会があるときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の定めるところにより、男性用と女性用に区別して、適当な睡眠又は仮眠の場所を設けること。

なお、事業主は、同法に基づく同令の定めるところにより、男性用と女性用に区別して便所及び休養室等を設けること。

(4) 健康診断等

事業主は、同法に基づく同令の定めるところにより、深夜業を含む業務に常時従事させようとする労働者を雇い入れる際、又は当該業務への配置替えを行う際及び6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行うこと。

また、事業主は、健康診断の結果、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された場合には、同法の定めるところにより、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、深夜以外の時間帯における就業への転換、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずること。

なお、事業主は、労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めるところにより、妊産婦が請求した場合には、深夜業をさせてはならないこと。

7 労働基準法関係

(平成11年4月1日施行)

(1) 労働基準法（抄）

第1章 総則

(男女同一賃金の原則)

第4条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

第4章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇

(時間外及び休日の労働)

第36条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。

2 労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

3 第1項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。

4 行政官庁は、第2項の基準に関し、第1項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第6章の2 女性

(坑内労働の禁止)

第64条の2 使用者は、満18才以上の女性を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者（次条第1項に規定する妊産婦で命令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

(妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限)

第64条の3 使用者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、命令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 前2項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定める。

(産前産後)

第65条 使用者は、6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業

を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

- 2 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
- 3 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

第66条 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第32条の2、第32条の4第1項及び第32条の5第1項の規定に関わらず、1週間について第32条第1項の労働時間、1日について同条第2項の労働時間を超えて労働させてはならない。

- 2 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第33条第1項及び第3項並びに第36条の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日に労働させてはならない。
- 3 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、深夜業をさせてはならない。

（育児時間）

第67条 生後満1年に達しない生児を育てる女性は、第34条の休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

- 2 使用者は、前項の育児時間中は、その女性を使用してはならない。

（生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置）

第68条 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

附 則

第133条 労働大臣は、第36条第2項の基準を定めるに当たっては、満18歳以上の女性のうち雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律（平成9年法律第92号）第4条の規定による改正前の第64条の2第4項に規定する命令で定める者に該当しない者について平成11年4月1日以後同条第1項及び第2項の規定が適用されなくなったことにかんがみ、当該者のうち子の養育又は家族の介護を行う労働者（命令で定める者に限る。以下この条において「特定労働者」という。）の職業生活の著しい変化がその家庭生活に及ぼす影響を考慮して、命令で定める期間、特定労働者（その者に係る時間外労働を短いものとすることを使用者に申し出た者に限る。）に係る第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準は、当該特定労働者以外の者に係る同項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準とは別に、これより短いものとして定めるものとする。この場合において、1年についての労働時間の延長の限度についての基準は、150時間を超えないものとしなければならない。

労働基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第112号）附則

（検討）

第11条（第1項 略）

- 2 政府は、新法第133条の命令で定める期間が終了するまでの間において、子の養育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働の動向、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の施行の状況等を勘案し、当該労働者の福祉の増進の観点から、時間外労働が長時間にわたる場合には当該労働者が時間外労働の免除を請求することができる制度に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 労働基準法施行規則（抄）

第69条 法第133条の命令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次に掲げるいずれかの者を介護する労働者
 - イ 配偶者、父母若しくは子又は配偶者の父母
 - ロ 当該労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹又は孫
- 2 法第133条の命令で定める期間は、平成11年4月1日から平成14年3月31日までの間とする。

(3) 女性労働基準規則（抄）

（臨時の必要のため坑内で行われる業務等）

第1条 労働基準法（以下「法」という。）第64条の2の命令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 医師の業務
- 二 看護婦の業務
- 三 新聞又は出版の事業における取材の業務
- 四 放送番組の制作のための取材の業務
- 五 高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究の業務
- 2 法第64条の2の命令で定める妊娠婦は、妊娠中の女性及び坑内で行われる前項各号に掲げる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後1年を経過しない女性とする。

（妊娠婦の就業制限の業務の範囲等）

第2条 法第64条の3第1項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

- 一 次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重量（単位 キログラム）	
	断 続 作 業 の 場 合	継 続 作 業 の 場 合
満16歳未満	12	8
満16歳以上満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

- 二 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務
- 三 ボイラーの溶接の業務
- 四 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務
- 五 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
- 六 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）
- 七 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
- 八 直径が25センチメートル以上の丸のこ盤（横切り用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務
- 九 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
- 十 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務

十一 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8ミリメートル以上の鋼板加工の業務

十二 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務

十三 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務

十四 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を開けるおそれのあるところにおける業務

十五 足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

十六 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務

十七 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務

十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

十九 多量の高熱物体を取り扱う業務

二十 著しく暑熱な場所における業務

二十一 多量の低温物体を取り扱う業務

二十二 著しく寒冷な場所における業務

二十三 異常気圧下における業務

二十四 さく岩機、鋲打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務

2 法第64条の3第1項の規定により産後1年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第1号から第12号まで及び第15号から第24号までに掲げる業務とする。ただし、同項第2号から第12号まで、第15号から第17号まで及び第19号から第23号までに掲げる業務については、産後1年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

第3条 法第64条の3第2項の規定により同条第1項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第1項第1号及び第18号に掲げる業務とする。

(4) 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準 (業務区分の細分化)

第1条 労働基準法（以下「法」という。）第36条第1項の協定（労働時間の延長に係るものに限る。以下「時間外労働協定」という。）をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者（以下「労使当事者」という。）は、時間外労働協定において労働時間を延長する必要がある業務の種類について定めるに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該必要のある業務の範囲を明確にしなければならない。

（一定期間の区分）

第2条 労使当事者は、時間外労働協定において1日を超える一定期間（以下「一定期間」という。）についての延長することができる時間（以下「一定期間についての延長時間」という。）を定めるに当たっては、当該一定期間は1日を超え3箇月以内の期間及び1年間としなければならない。

（一定期間についての延長時間の限度）

第3条 労使当事者は、時間外労働協定において一定期間についての延長時間を定めるに当たっては、当該一定期間についての延長時間は、別表第一の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる限度時間を超えないものとしなければならない。ただし、あらかじめ、限度時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者間において定める手続を経て、限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合は、この限りでない。

(1年単位の変形労働時間制における一定期間についての延長時間の限度)

第4条 労使当事者は、時間外労働協定において法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(3箇月を超える期間を同条第1項第2号の対象期間として定める同項の協定において定める同項第1号の労働者の範囲に属する者に限る。)に係る一定期間についての延長時間を定める場合は、前条の規定にかかわらず、当該労働者に係る一定期間についての延長時間は、別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる限度時間を超えないものとしなければならない。

2 前条ただし書の規定は、法第32条の4第1項の協定が締結されている事業場の労使当事者について準用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事業又は業務に係る時間外労働協定については、前二条の規定(第4号に掲げる事業又は業務に係る時間外労働協定については、労働省労働基準局長が指定する範囲に限る。)は適用しない。

一 工作物の建設等の事業

二 自動車の運転の業務

三 新技術、新商品等の研究開発の業務

四 季節的要因等により事業活動若しくは業務量の変動が著しい事業若しくは業務又は公益上の必要により集中的な作業が必要とされる業務として労働省労働基準局長が指定するもの

別表第1 (第3条関係)

期 間	限 度 時 間
1 週間	15時間
2 週間	27時間
4 週間	43時間
1 箇月	45時間
2 箇月	81時間
3 箇月	120時間
1 年間	360時間

備考 一定期間が次のいずれかに該当する場合は、限度時間は、当該一定期間の区分に応じ、それぞれに定める時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。)とする。

一 1日を超え1週間未満の日数を単位とする期間 15時間に当該日数を7で除して得た数を乗じて得た時間

二 1週間を超え2週間未満の日数を単位とする期間 27時間に当該日数を14で除して得た数を乗じて得た時間

三 2週間を超え4週間未満の日数を単位とする期間 43時間に当該日数を28で除して得た数を乗じて得た時間(その時間が27時間を下回るときは、27時間)

四 1箇月を超え2箇月未満の日数を単位とする期間 81時間に当該日数を60で除して得た数を乗じて得た時間(その時間が45時間を下回るときは、45時間)

五 2箇月を超え3箇月未満の日数を単位とする期間 120時間に当該日数を90で除して得た数を乗じて得た時間(その時間が81時間を下回るときは、81時間)

別表第2（第4条関係）

期 間	限 度 時 間
1 週間	14時間
2 週間	25時間
4 週間	40時間
1 箇月	42時間
2 箇月	75時間
3 箇月	110時間
1 年間	320時間

備考 一定期間が次のいずれかに該当する場合は、限度時間は、当該一定期間の区分に応じ、それぞれに定める時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。）とする。

一 1日を超え1週間未満の日数を単位とする期間 14時間に当該日数を7で除して得た数を乗じて得た時間

二 1週間を超え2週間未満の日数を単位とする期間 25時間に当該日数を14で除して得た数を乗じて得た時間

三 2週間を超え4週間未満の日数を単位とする期間 40時間に当該日数を28で除して得た数を乗じて得た時間（その時間が25時間を下回るときは、25時間）

四 1箇月を超え2箇月未満の日数を単位とする期間 75時間に当該日数を60で除して得た数を乗じて得た時間（その時間が42時間を下回るときは、42時間）

五 2箇月を超え3箇月未満の日数を単位とする期間 110時間に当該日数を90で除して得た数を乗じて得た時間（その時間が75時間を下回るときは、75時間）

- (5) 特定労働者に係る労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準
- 労働基準法（以下「法」という。）第36条第1項の協定（労働時間の延長に係るものに限る。以下「時間外労働協定」という。）をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者（以下「労使当事者」という。）は、時間外労働協定において1日を超える一定の期間についての延長することができる時間（以下「一定期間についての延長時間」という。）を定めるに当たっては、平成14年3月31日までの間は、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成10年労働省告示第154号）第2条から第5条までの規定にかかわらず、満18歳以上の女性のうち雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律（平成9年法律第92号）第4条の規定による改正前の法第64条の2第4項に規定する命令で定める者に該当しない者のうち子の養育又は家族の介護を行う労働者（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第69条第1項に規定する者であって、その者に係る時間外労働を短いものとする 것을使用者に申し出たものに限る。）に係る一定期間についての延長時間は、当該労働者が従事する次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期間について同表の右欄に掲げる限度時間を超えないものとしなければならない。ただし、法別表第1第1号から第5号までに掲げる事業において、当該労働者を財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合は、1週間について6時間を超えないものとする次の表の定めにかかわらず、2週間について12時間を超えないものとすることができる。

事業	期間	限度時間
法別表第1第1号から第5号までに掲げる事業	1週間	6時間
	1年間	150時間
法別表第1第13号及び第14号に掲げる事業	2週間	12時間
	1年間	150時間
前二項に掲げる事業以外の事業（法別表第1第6号（林業を除く。）及び第7号に掲げる事業を除く。）	4週間	36時間
	1年間	150時間

8 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）

（平成11年4月1日施行）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 育児休業（第5条－第10条）
- 第3章 介護休業（第11条－第16条）
- 第3章の2 深夜業の制限（第16条の2・第16条の3）
- 第4章 事業主が講ずべき措置（第17条－第22条）
- 第5章 対象労働者等に対する支援措置
 - 第1節 国等による援助（第23条－第27条）
 - 第2節 指定法人（第28条－第44条）
- 第6章 雑則（第45条－第58条）

附則

（略）

第3章の2 深夜業の制限

第16条の2 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第19条及び第20条において同じ。）であって次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合においては、午後10時から午前5時までの間（以下この条において「深夜」という。）において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

- 一 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
 - 二 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の同居の家族その他の労働省令で定める者がいる場合における当該労働者
 - 三 前2号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの
- 2 前項の規定による請求は、労働省令で定めるところにより、その期間中は深夜において労働させてはならないこととなる一の期間（1月以上6月以内の期間に限る。第4項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（第4項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までにしなければならない。
- 3 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
- 一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第1項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたこと。
 - 二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第1項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期

に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第1項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第65条第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

5 第3項後段の規定は、前項第1号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第16条の3 前条（第4項第2号を除く。）の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第1項中「当該子を養育する」とあるのは「当該対象家族を介護する」と、同項第2号中「子」とあるのは「対象家族」と、「保育」とあるのは「介護」と、同条第3項及び第4項第1号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

9 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（抄）

（平成11年4月1日施行）

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 育児休業（第4条－第20条）
- 第3章 介護休業（第21条－第31条）
- 第3章の2 深夜業の制限（第31条の2－第31の11）
- 第4章 事業主が講ずべき措置（第32条－第34条）
- 第5章 指定法人（第35条－第60条）
- 第6章 雑則（第61条－第67条）
- 附則

第3章の2 深夜業の制限

（法第16条の2第1項第2号の労働省令で定める者）

第31条の2 法第16条の2第1項第2号の労働省令で定める者は、同項の規定による請求に係る子の16歳以上の同居の家族（法第2条第5号の家族をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 法第16条の2第1項の深夜（以下「深夜」という。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。
- 三 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。

（法第16条の2第1項第3号の労働省令で定める者）

第31条の3 法第16条の2第1項第3号の労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
- 二 所定労働時間の全部が深夜にある労働者

（法第16条の2第1項の規定による請求の方法等）

第31条の4 法第16条の2第1項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した書面を事業主に提出することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
- 二 請求をする労働者の氏名
- 三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄（請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあっては、当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄）
- 四 請求に係る制限期間（法第16条の2第2項の制限期間をいう。以下同じ。）の初日及び末日とする日
- 五 請求に係る子が養子である場合にあっては、当該養子縁組の効力が生じた日
- 六 第31条の2の者がいない事実

2 事業主は、前項の請求があったときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、

出生若しくは養子縁組の事実又は同項第 6 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

- 3 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を書面で事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第16条の 2 第 3 項の労働省令で定める事由)

第 31 条の 5 法第16条の 2 第 3 項の労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る子の死亡
- 二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消
- 三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした労働者と当該子とが同居しないこととなったこと。
- 四 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。

(法第16条の 2 第 4 項第 1 号の労働省令で定める事由)

第31条の 6 前条の規定は、法第16条の 2 第 4 項第 1 号の労働省令で定める事由について準用する。

(法第16条の 3 において準用する法第16条の 2 第 1 項第 2 号の労働省令で定める者)

第31条の 7 第31条の 2 の規定は、法第16条の 3 において準用する法第16条の 2 第 1 項第 2 号の労働省令で定める者について準用する。この場合において、第31条の 2 中「子」とあるのは「対象家族」と、同条第 2 号中「子」とあるのは「対象家族」と、「保育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

(法第16条の 3 において準用する法第16条の 2 第 1 項第 3 号の労働省令で定める者)

第31条の 8 第31条の 3 の規定は、法第16条の 3 において準用する法第16条の 2 第 1 項第 3 号の労働省令で定める者について準用する。

(法第16条の 3 において準用する法第16条の 2 第 1 項の規定による請求の方法等)

第31条の 9 法第16条の 3 において準用する法第16条の 2 第 1 項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した書面を事業主に提出することによって行わなければならない。

- 一 請求の年月日
- 二 請求をする労働者の氏名
- 三 請求に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
- 四 請求に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、第 2 号の労働者が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実
- 五 請求に係る対象家族が要介護状態にある事実
- 六 請求に係る制限期間の初日及び末日とする日
- 七 第31条の 7 において準用する第31条の 2 の者がいない事実

- 2 事業主は、前項の請求があったときは、当該請求をした労働者に対して、同項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第16条の 3 において準用する法第16条の 2 第 3 項の労働省令で定める事由)

第31条の10 法第16条の 3 において準用する法第16条の 2 第 3 項の労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 請求に係る対象家族の死亡
- 二 離婚、婚姻の取消、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅
- 三 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(法第16条の3において準用する法第16条の2第4項第1号の労働省令で定める事由)

第31条の11 前条の規定は、法第16条の3において準用する法第16条の2第4項第1号の労働省令で定める事由について準用する。

10 事業主が講ずべき措置に関する指針

(平成11年4月1日適用)

育児休業及び介護休業は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を促進するための制度であり、法律上の保障のみならず、様々な側面からその実効性の確保を図ることにより我が国社会に定着させる必要がある。

また、育児休業及び介護休業以外の就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うことを容易にするための措置は、育児又は家族の介護をしながら職場において自らの能力を継続して発揮することを望む労働者にとって、そのニーズに対応した選択を可能とする意味で育児休業及び介護休業と同様に重要な意味を果たすものである。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）においては、このような認識の下に、1歳に満たない子を養育する労働者について、育児休業の権利を実効あらしめるために事業主が講ずるように努めなければならない措置及び就業しつつ子を養育することを容易にするために事業主が講じなければならない措置が、また、1歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、事業主が講ずるように努めなければならない措置が、それぞれ定められている。さらに法第2条第3号の要介護状態（以下「要介護状態」という。）にある同条第4号の対象家族（以下「対象家族」という。）を介護する労働者について、介護休業の権利を実効あらしめるために事業主が講ずるように努めなければならない措置及び就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするために事業主が講じなければならない措置が、また、家族を介護する労働者について、事業主が講ずるように努めなければならない措置が、それぞれ定められている。労働大臣又はその委任を受けた都道府県女性少年室長は、それらの措置が適切かつ有効に実施されるよう事業主に対して必要な助言、指導又は勧告を行うものである。

この指針は、以上の原則の下に、事業主がそれぞれの措置を講ずるに当たっての重要事項を定めるものである。

第1 法第17条第1項の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たっての事項

- 1 法第17条第1項各号に掲げる事項に関する定めは、労働者が法に基づく育児休業又は介護休業の権利を行使したことを理由として当該労働者を不利益に取り扱うものであってはならないものであること。
- 2 就業規則において大綱又は要旨を規定するとともに、具体的な委任規定を設け、当該規定に基づき育児休業及び介護休業中の待遇、育児休業及び介護休業後の賃金、配置その他の労働条件その他必要な事項に関する規則を一括して定め、周知することが望ましいものであることに配慮すること。

第2 法第17条第2項の規定により育児休業申出又は介護休業申出をした労働者に対しその取扱いを明示するに当たっての事項

当該取扱いは、当該労働者が法に基づく育児休業又は介護休業の権利を行使したことを理由として当該労働者を不利益に取り扱うものであってはならないものであること。

第3 法第18条の規定により育児休業又は介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理に関して必要な措置を講ずるに当たっての事項

- 1 育児休業及び介護休業後においては、原則として原職又は原職相当職に復帰させることが多く行われているものであることに配慮すること。
- 2 育児休業又は介護休業をする労働者以外の労働者についての配置その他の雇用管理は、1の点を前提にして行われる必要があることに配慮すること。

第4 法第18条の規定により育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関

して必要な措置を講ずるに当たっての事項

- 1 当該措置の適用を受けるかどうかは、育児休業又は介護休業をする労働者の選択に任せられるべきものであること。
- 2 育児休業及び介護休業が比較的長期にわたる休業になり得ること、並びに育児休業又は介護休業後における円滑な就業のために必要となる措置が、個々の労働者の職種、職務上の地位、職業意識等の状況に応じ様々であることにかんがみ、当該労働者の状況に的確に対応し、かつ、計画的に措置が講じられることが望ましいものであることに配慮すること。

第5 法第19条第1項の規定により労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置及び同条第2項の規定により労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講ずるに当たっての事項

- 1 労働者が当該措置の適用を受けることを申し出たこと又は当該措置の適用を受けたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないものであること。
- 2 当該措置は、労働者が希望する期間を超えてその意に反して適用されるものであってはならないものであること。
- 3 短時間勤務の制度は、労働者が就業しつつその子を養育すること又はその要介護状態にある対象家族を介護することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。
- 4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律（平成9年法律第92号）第4条の規定により労働基準法（昭和22年法律第49号）が改正されたことを踏まえ事業主が時間外労働に関する制度を見直す場合においては、労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置の1つである所定労働時間を超えて労働させない制度を設ける必要性について検討するよう留意すること。

第6 法第20条第1項の規定により育児休業の制度又は法第19条第1項に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たっての事項

- 1 当該措置の適用を受けるかどうかは、労働者の選択に任せられるべきものであること。
- 2 1歳から小学校の就学の始期に達するまでの子のうち年齢の低い子を養育する労働者の方が一般的に当該子を養育するために当該措置の適用を受ける必要性が高いと考えられることに留意しつつ、労働者の子の養育をめぐる環境、労働者の勤務の状況等を総合的に勘案して、育児休業の制度又は法第19条第1項に定める措置に準じた措置のうち、より必要性の高い措置がより早期に講じられることが望ましいものであることに配慮すること。

第7 法第20条第2項の規定により、介護休業の制度又は法第19条第2項に定める措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるに当たっての事項

- 1 当該措置の適用を受けるかどうかは、労働者の選択に任せられるべきものであること。
- 2 次の事項に留意しつつ、企業の雇用管理等に伴う負担との調和を勘案し、必要な措置が講じられることが望ましいものであることに配慮すること。
 - (1) 当該労働者が介護する家族の発症からその症状が安定期になるまでの期間又は介護に係るサービスを利用することができるまでの期間が3月を超える場合があること。
 - (2) 当該労働者がした介護休業に係る対象家族又は当該労働者に関して事業主が講じた法第19条第2項に定める措置に係る対象家族についても、介護を要する状態でなくなった後再び当該労働者による介護を必要とする状態となる場合があること。
 - (3) 対象家族以外の家族についても、他に近親の家族がいない場合等当該労働者が介護をする必要性が高い場合があること。
 - (4) 要介護状態にない家族を介護する労働者であっても、その家族の介護のため就業が困難となる場合があること。

- (5) 当該労働者が家族を介護する必要性の程度が変化することに対応し、制度の弾力的な利用が可能となることが望まれる場合があること。

11 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第16条の2及び第16条の3の深夜業の制限に関する指針

(平成11年4月1日適用)

1 趣旨

この指針は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第16条の2及び第16条の3の深夜業の制限に関し、事業主が配慮すべき事項を定めたものである。

2 深夜業の制限に関し事業主が配慮すべき事項

- (1) あらかじめ、労働者の深夜業制限中における待遇（昼間勤務への転換の有無を含む。）に関する事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるように配慮するものとする。
- (2) 労働者の子の養育又は家族の介護の状況、労働者の勤務の状況等が様々であることに対応し、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮するものとする。
- (3) 労働者が深夜業の制限を請求したこと又は深夜業の制限を受けたことを理由として、当該労働者に対する解雇その他の不利益な取扱いがあってはならないものであること。

機会均等推進責任者選任のおすすめ

平成11年4月から施行される改正男女雇用機会均等法においては、新たに女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組、すなわち「ポジティブ・アクション」の促進についての規定が新設されました。このため、労働省では、人事労務管理の方針の決定に携わる方を機会均等推進責任者として選任していただき、各事業所においてポジティブ・アクションを推進することを中心に女性が能力発揮しやすい職場環境をつくるという役割を担う方として、活躍していただくよう呼びかけています。

貴事業所でも、機会均等推進責任者を選任し、機会均等推進責任者を中心に女性が生き生きと能力を発揮できる職場環境づくりを進めてください。

機会均等推進責任者の職務はおおむね次のとおりです。

- 1 ポジティブ・アクションを事業所全体の取組として推進するため、事業所の実情に応じ、その推進方策について検討し、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うとともに、その具体的取組が着実に実施されるよう促す。
- 2 次のことに関し、その遵守のために必要な措置を検討し、それを実施するとともに、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行う。
 - ① 男女雇用機会均等法に定める女性労働者に対する差別の禁止等及び職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関すること
 - ② 労働基準法第4条に基づく男女同一賃金の原則に関すること
 - ③ 育児・介護休業法に定める育児休業、介護休業、深夜業の制限及び事業主が講ずべき措置に関すること
- 3 事業所において女性労働者が能力発揮しやすい職場環境の整備に関する関心と理解を喚起する。
- 4 1～3までの職務について、女性少年室との連絡を行う。

機会均等推進責任者選任・変更届

平成 年 月 日

女性少年室長 殿

事業所名

所在地

代表者職氏名

主な事業内容

常用労働者数

人

(うち女性

人)

この度、当事業所では、下記の者を機会均等推進責任者として選任・変更いたしますので報告します。
記

所属部課 役職名	(TEL)
氏名	(男・女)

機会均等推進責任者を選任・変更した場合は、この選任・変更届を女性少年室あてお届けください。
(電話やFAXによるご連絡で結構です。)

女性少年室の所在地一覧

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	060-0808	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
	030-0801	青森市新町 2 丁目 4 番 25 号 青森合同庁舎	0177-35-1033	0177-77-7696
	020-0023	盛岡市内丸 7 番 25 号 盛岡合同庁舎	019-622-4645	019-623-0440
	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
	010-0951	秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形 福島 茨城 栃木 群馬	990-0041	山形市緑町 1 丁目 5 番 48 号 山形地方合同庁舎	023-624-8228	023-624-8246
	960-8021	福島市霞町 1 番 46 号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
	310-0061	水戸市北見町 1 番 11 号	029-221-3915	029-233-0725
	320-0845	宇都宮市明保野町 1 番 4 号 宇都宮第 2 地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
	371-0026	前橋市大手町 1 丁目 1 番 3 号	027-231-5136	027-232-9639
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟	336-0012	浦和市岸町 5 丁目 8 番 13 号	048-822-4273	048-832-4887
	260-0013	千葉市中央区中央 4 丁目 11 番 1 号 千葉第 2 地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
	112-0004	文京区後楽 1 丁目 7 番 22 号	03-3814-5372	03-3814-5619
	231-0003	横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
	951-8133	新潟市川岸町 1 丁目 56 番地	025-266-0047	025-265-6420
富山 石川 福井 山梨 長野	930-0856	富山市牛島新町 11 番 7 号 富山合同庁舎	0764-32-2740	0764-32-3959
	920-0026	金沢市西念町 103 街区 12 番地 金沢駅西合同庁舎	076-231-3086	076-221-3087
	910-0019	福井市春山 1 丁目 1 番 54 号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
	400-0007	甲府市美咲 1 丁目 2 番 13 号	0552-52-6779	0552-54-4677
	380-0846	長野市旭町 1108 番地 長野第 1 合同庁舎	026-234-7817	026-234-7820
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	500-8114	岐阜市金龍町 5 丁目 13 番地 岐阜合同庁舎	058-245-3046	058-245-3425
	420-0853	静岡市追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310	054-252-8216
	460-0001	名古屋市中区三ノ丸 2 丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-951-4191	052-951-4193
	514-0002	津市島崎町 327 番 2 号 津第 2 地方合同庁舎	059-228-2782	059-228-2785
	520-0057	大津市御幸町 6 番 6 号	077-523-1190	077-527-3277
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地	075-241-0504	075-241-0493
	540-0008	大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 67 号 大阪合同庁舎第 2 号館	06-6941-8940	06-6946-6465
	650-0042	神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 神戸第 2 地方合同庁舎	078-332-7045	078-332-7005
	630-8113	奈良市法蓮町 387 番地 奈良第 3 地方合同庁舎	0742-36-1820	0742-36-1821
	640-8392	和歌山市中之島 2249 番地	0734-22-4743	0734-22-4881
鳥取 島根 岡山 広島 山口	680-0011	鳥取市東町 2 丁目 302 番地 鳥取第 2 地方合同庁舎	0857-22-3249	0857-29-4142
	690-0001	松江市東朝日町 76 番地 労働総合庁舎	0852-31-1161	0852-31-1505
	700-0907	岡山市下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
	730-0012	広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号館	082-223-2878	082-223-2875
	753-8505	山口市河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館	0839-22-8017	0839-22-3880
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	770-0851	徳島市徳島町城の内 6 番 6 号 徳島地方合同庁舎	088-652-2718	088-652-2751
	760-0018	高松市天神前 5 番 12 号	087-831-3762	087-831-3759
	790-0808	松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
	780-0074	高知市南金田 48 番 2	0888-85-6041	0888-85-6042
	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	840-0801	佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号 佐賀第 2 合同庁舎	0952-32-7150	0952-32-7151
	852-8106	長崎市岩川町 16 番 16 号 長崎合同庁舎	095-844-4384	095-844-4423
	860-0008	熊本市二の丸 1 番 2 号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
	870-0016	大分市新川町 2 丁目 1 番 36 号 大分合同庁舎	097-532-4025	097-537-1240
	880-0805	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531	0985-25-5543
鹿児島 沖縄	892-0816	鹿児島市山下町 13 番 21 号 鹿児島合同庁舎	099-222-8446	099-222-8459
	900-0033	那覇市久米 2 丁目 30 番 1 号	098-868-4380	098-869-7914